

<研究ノート>

近代日本における名望家的地方資産家の存在形態

—広島県尾道・橋本家の事例—

松 村 敏

目 次

はじめに—課題と研究史—

1. 近代における橋本家と資産の推移
 - (1) 近代初頭の灰屋各家
 - (2) 第六十六国立銀行の創立
 - (3) 資産の推移
2. 資産管理と収支構造
 - (1) 諸会計
 - (2) 「試算表」「貸借対照表」
 - (3) 1899年「内政改革」～1910年代
 - (4) 1920年代～30年代

おわりに

はじめに—課題と研究史—

本稿は、近代における広島県尾道の資産家橋本家を取り上げて、その経営的特徴を分析し、名望家的地方資産家論に新たな知見を加えることを目的とする¹。

近年、地方資産家研究がさかんになっているが、瀬戸内地域のそれは、地主を対象としたもの以外にはまだあまり行われていない。近代の瀬戸内地域は、軍工廠など重工業部門の拠点になった都市もあったが、全体として、突出した産業発展や人口集中がみられた地域とはいえないし、他方で農業を含めて後進地域だったともいえない。ゆるやかな成長が続いた、大雑把にいて日本における平均的な経済発展がみられた地域だったように思われる。それがこれまで研究者にあまり注目されてこなかった理由かもしれないが、そこでの、ごくありふれたようにみえる地方資産家の経済活動を分析することによって、何がいえるか。どこでもみられそうであるが、あまり注目されてこなかった論点はないか。それを追求することが本稿の課題である。

ところで、近年谷本雅之によって提起され、さかん議論されている名望家的地方資産家論では、たんなる利潤動機からではなく地域経済発展のためにいかに投資したかが、名望家的地方資

1 本稿は、日本学術振興会科研費、基盤研究(C)課題番号16K03796「近世～近代における尾道・橋本家の研究—瀬戸内有力資産家と地域経済—」の研究成果の一部である。

産家のメルクマールとしてされている²。本稿では、名望家的地方資産家をもう少し広く理解して議論する。そもそも名望家とは、名望（名声と人望）の高い人のことである。また資産家は、一般に貧民救済や寄付など何らかの社会的貢献ないし自己犠牲、すなわちノブレス・オブリージュの行動が社会から求められ、かつ相応の行動を示すことが多かったから、通常は名望家であったし、現在でも同様である。その点で谷本のいう名望家的地方資産家は、なんらかの投資を基準とし、しかも企業勃興期についてという、かなり限定した使用法を採用している。これに対して、本稿の対象である橋本家は、地方資産家であり、かつ後述のようにたとえば天保期に大規模な貧民救済事業を行った、一般的な意味での伝統的名望家であった。しかし同家は、企業勃興期という限定を外したとしても、谷本のいう名望家的地方資産家には当てはまりそうにない。一般的な意味での名望家ないし名望家的資産家とは、じつに多様なのである。

また、たとえばいつ資産家になったかによっても、それ自身の行動、自意識、さらに社会的評価・視線まで異なることもよく知られている。先祖代々引き継いできた資産と家柄をもった資産家から、自ら一代で成り上がった資産家まで、時代を問わず、かつたいていの社会で存在する。たとえばアメリカ社会では、前者をオールド・マネー、後者をニュー・マネー、ニュー・リッチと称し、行動パターンなども異なることが指摘されている³、日本社会でもとくに第一次大戦の好況期から「成金」という語に伝統的資産家とは異なった独特のニュアンスが込められるようになった。むしろオールド・マネーの方が名望家にふさわしいのであり、いいかえれば時間も名望に関する無形の資産となるのである。さらに、銀行家や地主は名望家とされる場合が多い。この場合は、一つには信頼性や安定性が無形の資産になっているかもしれない。本稿の分析対象である近代の橋本家は、いわば地方のオールド・マネーであり、また銀行家かつ地主であった。そうした地方資産家は近代日本において全国的に広くみられた。本稿は、そうした一見ありふれたようにみえる事例の分析である。

まず、尾道と橋本家の概要について述べよう。前近代から海運・陸運による物流の結節点として繁栄した商業都市尾道は、近代に入ると、県庁所在地を広島ではなく尾道に置く案もあったほどであり、1891年に山陽鉄道が開通してからも、備後地方最大の都市として発展し、1898年4月には広島に次いで県下で2番目に市制を施行した。本稿とは直接関係は薄いですが、それを象徴するものが住友の尾道への早期の進出である。住友家は愛媛県別子銅山開発のため、大阪からの経由地として、1892年に住友尾道支店を設置し、95年にそこで開かれた住友家の重役会議（尾道会議）が銀行業への進出を決定し、同年に住友銀行が開業されると、住友尾道支店は同行尾道支店となった。これは住友銀行において同年の神戸支店に次ぐ2番目の支店開業であった⁴。

2 谷本「日本における“地域工業化”と投資行動—企業勃興期：地方資産家の行動をめぐって」（『社会経済史学』64巻1号、1998年、所収）など。

3 たとえば、Nelson W. Aldrich, Jr., “Old Money: The Mythology of America’s Upper Class”, 1988（酒井常子訳『アメリカ上流階級はこうして作られる』朝日新聞社、1995年）

これより先の1878年に、県下で最初の国立銀行である第六十六国立銀行が尾道で創立され、これがこんにちの広島銀行の起源となった。同行は1897年に普通銀行に転換して第六十六銀行となり、さらに1920年に他の県内6行と合併して芸備銀行が発足し、本店を広島市においた。芸備銀行は、1929年当時、全国第19位の預金高を誇る有力銀行であり、18位まではほぼ全部都市銀行であり、地方銀行としては最大の預金高を示していた(表1)⁵。そして1950年に広島銀行と改称して現在にいたっている。この第六十六国立銀行の創立時における筆頭株主であり、初代頭取に就任したのが、橋本家の当主吉兵衛(1826-1902、のち静娯に改名、同家当主は遅くとも18世紀後半頃以降代々吉兵衛と称したため、本稿では以後、主に静娯と表記する)であった。

表1 全国銀行預金高順位(1929年6月末)

順位	銀行名	預金額 (千円)	本店所在地
1	安田銀行	703,811	
2	住友銀行	651,368	
3	三井銀行	644,421	
4	第一銀行	608,026	
5	三菱銀行	562,252	
6	三十四銀行	401,565	
7	山口銀行	378,329	大阪市
8	不動貯金銀行	363,523	
9	川崎第百銀行	332,100	
10	愛知銀行	180,276	
11	大阪貯蓄銀行	177,095	
12	野村銀行	174,737	
13	鴻池銀行	166,449	
14	十五銀行	154,260	
15	安田貯蓄銀行	139,990	
16	川崎貯蓄銀行	139,534	
17	名古屋銀行	131,133	
18	明治銀行	111,108	
19	芸備銀行	91,450	広島市
20	昭和銀行	80,898	
21	日本昼夜銀行	79,650	
22	三十八銀行	59,677	姫路市
23	村瀬銀行	56,004	名古屋市
24	十二銀行	54,058	富山市
25	七十七銀行	51,939	仙台市

(出所)「全国銀行預金高番附」(『実業之日本』32巻18号、1929年9月15日、所収)13頁。

注：特殊銀行・債券発行銀行は除く。三菱銀行は1928年末の預金額。

4 『住友銀行三十年史』(1926年)6~13頁。

5 広島銀行『創業百年史』(1979年)290頁に、同じ1929年6月末現在の全国銀行預金高番付の写真版が掲載されているが、なぜか表1と若干異なり、また『創業百年史』掲載番付の出所とされる『実業之日本』1931年1月号には、この番付は掲載されていない。なお以下の橋本家当主の銀行役員履歴は、『創業百年史』を参照。

同家の当主はその後、次代吉兵衛 (1862-1924, 号は海鶴, 本稿では以後、主に海鶴と表記する) が、第六十六銀行・芸備銀行の頭取を1901~1924年の間務め、さらに次の当主 龍一^{りょういち} (1893-1968) が、芸備銀行・広島銀行の頭取を1933~68年の長きにわたって務めた。このように、近代の橋本家当主は基本的に銀行家として生きた。ただし後述のように、それは必ずしも当初から意図したことではなかったようである。

次に、従来の橋本家に関する研究について述べておこう。利用可能な同家文書は、現在、広島県立文書館に収蔵されている⁶。橋本家文書を使用した研究は、古くは青木茂『新修尾道市史』全6巻 (1971~77年) の中で、主に近世期の叙述に利用されているが、その後、同家文書の整理と目録作成を中心的に担った西向宏介の「近世後期尾道商人の経営と地域経済—橋本家の分析をもとに—」⁷をはじめとする一連の研究によって、主に近世期における商業経営の分析が積み重ねられてきた⁸。明治期については、『海鶴堂日記』を主たる素材として明治期の吉兵衛 (海鶴) の活動を分析した、やはり西向による「明治期尾道豪商の人脈形成と企業家・名望家活動—橋本吉兵衛『海鶴堂日記』の研究—」⁹があり⁹、同家が経営に関わった1900年前後の食塩商会については落合功による分析がある¹⁰。

橋本家は、もともと紀州橋本の出であり、17世紀前半に浅野家が紀州から広島に移住する際に随伴してきたという伝承があるが¹¹、一次史料に基づいた上記の先行研究によると、17世紀前半に灰屋として史料に現れており、その後、次郎右衛門家 (本家、灰屋ないし東灰屋) と吉兵衛家 (角灰屋^{かどはいや}) に分かれ、さらに本家から甚七家 (西灰屋) が分かれた。18世紀前半の享保期頃には西灰屋の経済力が強く、一族全体の中心的存在だったが、その後西灰屋は衰えて家系も途絶えたようであり、代わって興隆した角灰屋から送り込んだ支配人によって西灰屋の質店などが経営されたとされる。角灰屋は、19世紀前半の文化文政期以降、金融業とともにそれによって集積した尾道の宅地と町屋、周辺地域の塩田と耕地を基礎とした貸家地主経営と塩田直営によって大きく発展した。当然ながら、当主吉兵衛は近世期から尾道町年寄を務めるなど、名望家的資産家であった。本稿の分析対象は、近世後期以降、この一族の中で、さらに尾道において、突出して大きな資産を有した角灰屋橋本吉兵衛家の近代である¹²。ただし、同家の「内政改革」が実施

6 広島県立文書館『備後国御調郡尾道町橋本家文書目録』(広島県立文書館収蔵文書目録第7・8集 [改訂版], 2010年, 以下、『橋本家文書目録』と略す)を参照。また同文書館収蔵の青木茂氏旧蔵文書にも若干含まれている。

7 地方史研究協議会編『海と風土』(雄山閣, 2002年)所収。

8 西向「商家文書における経営帳簿組織の復元と目録編成—備後尾道橋本家文書を事例として—」(『広島県立文書館紀要』4号, 1997年)、「近世近代における尾道豪商の経営活動と文書」(同, 5号, 1999年)など、『広島県立文書館紀要』に西向の一連の論文がある。とくに後者の「近世近代における尾道豪商の経営活動と文書」は、本稿にとって重要な先行研究である。

9 頼祺一先生退官記念論集刊行会編『近世近代の地域社会と文化』(清文堂, 2004年)所収。

10 落合『近代塩業と商品流通』(日本経済評論社, 2012年)第3章。

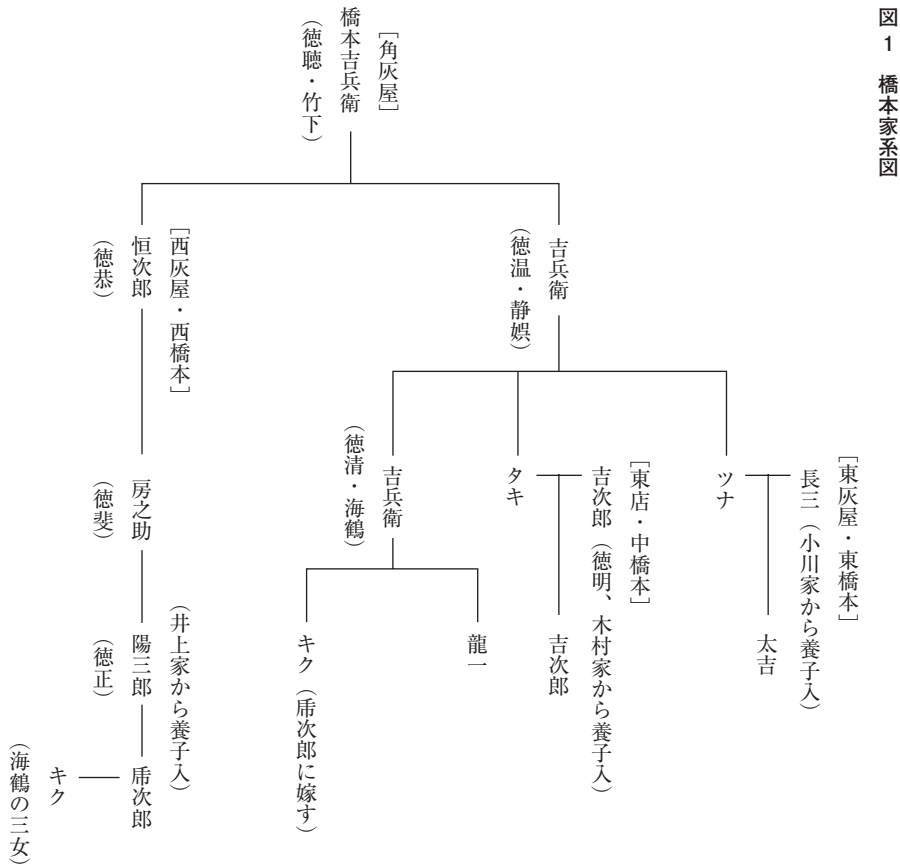
11 中国新聞社編『巨人新人』(中国新聞社, 1928年)所収の「備後有数の素封家 橋本龍一氏」487頁。

された1899年以降に比して、それ以前については経営全体が判明するような史料が乏しく、本稿は主に1900年前後以降、昭和初期頃までを対象とする。その意味で、本稿は中間報告であり、今後さらに明治前期などの分析を加えて正していきたい。

1. 近代における橋本家と資産の推移

(1) 近代初頭の灰屋各家

同家文書の帳簿類などを分析するに際して、一族各家の関係を明確にすることがきわめて重要である。しかし、従来、幕末期以降近代の同家家系図が橋本家文書のなかに残されておらず、研究者もそれを作成してこなかったため、各家の関係が不明確であった。そこで今回、西向宏介が「橋本氏先祖記」や慈観寺の同家墓碑調査などによって可能な限り詳細な系図を作成し、それに



(出所) 西向宏介作成の橋本家系図 (2018年2月)。

注：原史料は、「橋本氏先祖記」「家系図」(尾道市寄託)、慈観寺墓碑など。本稿に関係がある部分のみ表示した。

12 『広島県郡市多額納税者調査書』(1911年)など近代の各種資産家名簿によると、橋本吉兵衛は尾道では常に突出した1位の資産規模を誇っており、広島県内でもトップクラスに入る(渋谷隆一編『都道府県別資産家地主総覧』広島編、日本図書センター、1998年)。

基づいて本稿に関係する近代の部分をも簡略化して示したものが、図1である。

まず静嫺には、早世した子を除いて男子4人と女子4が生まれたが、男子3人と女子1人は夭折し、四男の海鶴が家督を相続した¹³。そして、本来の本家たる東灰屋（明治期は通常「灰屋」の屋号を使用していたが、以下紛れがないように東灰屋ないし東橋本家などと記す。「東橋本」とは当時の呼称である）は、明治初期頃、直系継承者がなく、世羅郡甲山の小川家から長三を養子に迎えて継がせ、静嫺の長女ツナが長三に嫁いだ¹⁴。したがって東灰屋も実質は角灰屋の血統の家になった。しかし、明治前期の東灰屋の経営は多難だったようである。先代三郎助が1874年に没した後、当主長三は「性資^(資性)虚弱多病にして家業を怠り、其の間種々の厄難に遭遇し、流石の名家も憐れ將に風前の灯火たらんとする」状態だったとされる。しかし番頭岩井徳助の奮闘により1880年頃ようやく家業も上昇に向かったという¹⁵。

この頃、角灰屋吉兵衛家では、1877年に静嫺の三女タキに愛媛県西条の木村家から吉次郎を婿養子として迎え、分家を創設した¹⁶。これが中橋本家（「中橋本」は当時の呼称）であり、その経営体が東店である。しかし橋本家文書の中には、文化文政期の「中灰屋」の史料も含まれている。さらに吉次郎が婿養子として入籍する直前の、1874～76年における東店の酒造業関係帳簿も存在しているから、この頃、角灰屋のもとで東店の事業が行われていたはずである。おそらく吉次郎を入籍させる前に、東店の経営を試験的に吉次郎に行わせていたのであろう。いずれにせよ、中橋本家創設の目的はおそらく実質的な「中灰屋」の絶家再興と思われる。そして東店・中橋本家は、同じ娘が嫁した東灰屋よりも角灰屋吉兵衛家との密接な関係の下で運営されたようである。

一方、西灰屋は、前述のように近世後期においては幕末まで継承者がおらず、吉次郎入籍直前の中灰屋・東店と同様に、角灰屋の傘下で、派遣された支配人が質業を運営していた。しかし、幕末明治初年頃、その支配人による質業が莫大な欠損を出したため、角灰屋が融資を行ったうえに、1869年にその質業を角灰屋に吸収した¹⁷。しかし一方でそれより以前の嘉永期頃に、西灰屋（西橋本家）は静嫺の実弟恒次郎（または常次郎）が当主となって継承し、酢醬油醸造販売業を開始した¹⁸。したがって恒次郎の西灰屋継承も中灰屋と同様の絶家再興のはずである¹⁹。しかし

13 前掲『創業百年史』144頁などには海鶴を静嫺の長男と記しているが、正確でない。また慈観寺の墓碑には、第三（男）子（兄2人は「早夭」）とある。これは生まれて間もなく、名がつけられる前に亡くなった次男を除いたものであろう。長女ツナ（綱）と三女タキ（滝・多喜）の間の次女イク（幾・伊久）も夭折した。他に海鶴の妹タツ（達）がいた。

14 長三（1850〔嘉永3〕年生）とツナ（1855〔安政2〕年生）夫妻の長男太吉は1872年に生まれているから（図1の出所）、1871年頃婚姻成立とみられる。

15 以下、吉田松太郎『尾道案内』（中国実業遊覧案内社、1915年刊）55、61頁、橋本竹斎（長三）および岩井徳助の項。引用は、岩井の項。

16 「若旦那様送籍書之写并ニ入籍届許容之書類式通」（橋本家文書）。

17 前掲『橋本家文書目録』解説を参照。

恒次郎は慶応元年頃発病して1871年に没し、家督を継承した長子房之助は「天資商業を好まざる」うえに1884年に32歳で早世した²⁰。このように房之助は早世したところをみると、性格的に商業に向かないというだけではなく、病弱でもあったと思われる。そこですでに1878年に井上家から房之助の養子として入家していた陽三郎が継承したのである。

以上のように幕末維新期に、東灰屋（東橋本）も、西灰屋（西橋本）も、中橋本家も、すべて角灰屋橋本竹下ないし静娯の血統の家になったのである。西灰屋再興は嘉永期頃であったから、それは角灰屋当主竹下の時代である。しかしこれら各家の継承・再興は、竹下や静娯の支配欲による結果とはとうてい考えられない。東灰屋も、西灰屋も、そしておそらく中灰屋も継承者がおらず、しかも事業が著しく低迷・沈滞ないし途絶していたために、角灰屋による3家の再建・再興が要請され、静娯らも望んだものと思われる。

以後、東灰屋も西灰屋も、さらに中橋本・東店も、祖業の造酢業などを中心に多彩な事業を展開していった。東灰屋は、1885年に当主長三が病のため隠居して長子太吉が家督を継承した²¹。しかし太吉はまだ満13歳の在学中であり、前記の番頭岩井に経営が一任された。その後、太吉は慶応義塾を卒業して家業を継いだものの、1897年に尾道電灯社長となり、さらに1900年には家業は番頭岩井に任せて、どのような経緯か不明であるが横浜生糸売込問屋原合名会社輸出部支配人に招聘され、1902～03年に欧米視察に赴き、原合名の発展に貢献したという。その後も太吉は東京でアルミニウム工業その他の事業を経営する企業家として活躍する一方、1908年から衆議院議員を4期務め、家業は番頭岩井が適切に運営し、このため岩井は1904年に広島県知事から木杯一組を賞与されたのをはじめ、大正期に至っても種々表彰されたとされる。1918年には東橋本・西橋本を含む尾道の6つの造酢業者が合同して尾道造酢株式会社を橋本太吉の居宅（久保町）において設立させ、太吉が初代社長になった。しかし尾道を不在にしていたため、造酢会社の実質的な経営は、前記の番頭岩井徳助の次代と思われる岩井和三が行ったとされている²²。太吉は晩年（1933年没）は横浜で実業界に貢献したという²³。

西橋本も番頭^{やはず}箭筈利八の「忠勤」が賞賛されていたことが記録されているが²⁴、当主陽三郎も

18 以下、西灰屋については、前掲『尾道案内』53～54、56頁、橋本淇園（房之助）および箭筈利八（西灰屋の番頭）の項による。『尾道市史』第6巻（1977年）360頁、橋本淇園の項にも同じ記述がある。

19 図1出所資料の恒次郎の箇所には、「同姓甚七君後」とある。甚七は、前述のように西灰屋が本家から分かれた時の当主名である。

20 亀岡佐七郎編『備後の魁』（明善堂、1884年）によれば、橋本淇園は「書画篆隸」とあるから、西灰屋の酢醤油業は番頭に任せ、自らは書画・彫刻を生業としていたようである。

21 以下、東灰屋や太吉の活動については、前掲『尾道案内』60～62頁、橋本太吉および岩井徳助の項による。

22 近年までの尾道造酢会社については、下野由貴「尾道酢の経営学—老舗企業の番頭経営—」（尾道大学経済情報学部『経済情報論集』9巻1号、2009年、所収）。そこでは、同社の長期事業継続において番頭の役割が重要だった点が強調されている。

23 『尾道市史』第6巻、366頁にも、太吉の略伝がある。

経営手腕があり、1908年以降尾道貯蓄銀行の取締役として業績をあげ、その手腕を買われて1914年に第六十六銀行取締役に招聘されたという²⁵。

さらに、中橋本・東店も1890年代には酢醸造を経営していた²⁶。しかし吉次郎が1909年に没すると、長男の次代吉次郎は肥料商に転じ、昭和初期頃、「機敏なる商略と資力信用」により、「関西有数の肥料商として、中国四国、九州方面に活躍」などと商圈を拡大して発展した点が記録されている²⁷。東店は苧麻も扱っており、東店荒苧方と角灰屋吉兵衛家とは明治後期を通じて貸借関係があった²⁸。

そして『尾道案内』（1915年）の掲載広告などによれば、橋本太吉商店は久保町、吉次郎商店は土堂町外浜（中浜通南の海岸通）、陽三郎商店は土堂町西浜（中浜通の西側）にあり、東橋本・中橋本・西橋本の呼称は地理的位置とも対応していた²⁹。

このようにそれぞれに発展する東灰屋と西灰屋、さらに東店の一応の立て直し・再興を明治初期頃に図った角灰屋当主吉兵衛は、後述のように1880年9月には隠居することとして、嗣子海鶴に吉兵衛名を譲渡し、自らは静かに楽しむべく、静娯と改名したのである。竹下や静娯の経済活動について一般に知られているのは、主に後述のような社会貢献面であるが、幕末維新期に彼らが最も苦慮したのは、じつは灰屋一族各家の再建・再興だったかもしれない。ただし静娯は隠居前にもう一つ大きな事業を担っていた。1878年創立、翌年開業の尾道第六十六国立銀行がそれである。

(2) 第六十六国立銀行の創立

この銀行の設立事情については、第1回『実際考課状』に、「抑々銀行創立ノ発端ハ 明治10年10月ニ起リ有志ノ輩数回ノ集会ヲナシ」とのみあって³⁰、それ以上は不明である。しかし「有志ノ輩」の中に、創立時の上位株主であり（表2）、かつ取締役に就任した橋本吉兵衛（静娯）や、天野嘉四郎、島居儀右衛門らがいたことはたしかであろう。天野家・島居家ともに、橋本家と同様に、尾道における近世期以来の伝統的有力商人であり、天野家は金融業を営み、島居家は薬種業や酒造業を営んでいた³¹。尾道の有力商人たちが、同地の多くの商人層に営業資金を融資する機関を設置して、商取引を円滑ならしめる活動を行っていたのは、じつは近世以来の伝

24 前掲『尾道案内』56頁、箭筈利八の項。

25 前掲、広島銀行『創業百年史』188頁。

26 『日本全国商工人名録』第2版（1898年刊）による。

27 『尾道大鑑』（同編輯所、1933年）164頁。

28 吉兵衛家『金銀受払帳』による。港湾都市尾道では、帆布および漁網用の麻糸が第二次大戦後まで需要されていた。

29 久保町の橋本太吉宅に設立された尾道造酢会社はその地に現存し、株式会社橋本吉次郎商店も肥料商として戦前以来の所在地外浜に現存。

30 広島銀行『創業百年史』65頁。

表2 第六十六国立銀行創立時の上位株主

株主名	住所	株数	出資額(円)	備考
橋本吉兵衛	御調郡尾道町	80	4,000	頭取
山路右衛門七	沼隈郡藤江村(現, 福山市)	〃	〃	取締役, 地主・製塩業など
天野嘉四郎	御調郡尾道町	〃	〃	〃, 金融業
島居儀右衛門	〃	60	3,000	〃, 薬種商・酒造業
安原料平	芦田郡府中市村(現, 府中市)	〃	〃	〃, 絞油・練綿など
児玉恒太郎	御調郡尾道町	〃	〃	肥料商・米穀問屋
山県太郎	広島区(現, 広島市)	50	2,500	
浅野守夫	〃	47	2,350	
深野直敏	〃	41	2,050	
橋本清松	御調郡尾道町	30	1,500	
天野仙次郎	〃	〃	〃	
島居半三郎	〃	24	1,200	島居儀右衛門の長男
児玉徳之助	〃	〃	〃	
一色久	深津郡西町(現, 福山市)	21	1,050	
細井蘇誠	〃内町(〃)	〃	〃	
(株主数)536人		3,600	180,000	

(出所) 広島銀行『創業百年史』67～68頁, 表I-9など。

統であった。すでに明らかにされているように³², 尾道では, 1766(明和3)年に広島藩によって「問屋役場」が, 1780(安永9)年には「問屋座会所」が設置され, これらはいずれも商人への融通を業務とし, 尾道の有力商人によって運営された。そして橋本家は, 幕末弘化期以降, 問屋座会所を改称した問屋座御場所・問屋座御役所に多額の融資を行っていた。さらに明治に入っても, 1873年に「諸品商社」なる問屋・仲買商に対して商品担保によって融資を行う金融機関が設立されており, これも, もともと天保期に広島藩と尾道商人の出資により商人への融通を業務とする「諸品会所」として発足し, 尾道における諸商人の金融機関として機能していたが, 廃藩置県後も商人らによって運営が継続されたという³³。そして諸品商社も橋本吉兵衛・天野嘉四郎・島居儀右衛門など第六十六国立銀行の上位出資者・役員と大きく重なる商人らが出資・運営していたのである。このように, 少なくとも18世紀後半以来, 尾道の有力商人は, 広島藩に促されつつ共同組織によって諸商人への融通業務を行う伝統があったのであり, 幕末維新期にはその担い手たる有力商人はすでに橋本・天野・島居らであった。1876年の国立銀行条例改正により, 全国各地で国立銀行の設立が促進される中で, おそらく広島県庁から国立銀行設立の内々の説論もあったものと思われ³⁴, そうであれば, 橋本・天野・島居らを中心とした第六十六国立銀

31 これらについて, 簡単には, 広島銀行『創業百年史』66～67頁。同行創立当初の取締役らは, いずれも「それぞれの地域における有力商人であったが, ことに橋本, 天野, 島居の3家は江戸時代から代々尾道において指導的地位を維持してきた」と記している。

32 以下の問屋座や諸品会所などについては, 『尾道市史』第5巻(1976年)第6編第2章, 同第3章。比較的最近の論文として, 中山富広「幕末・維新时期における『経済的集中』と地域商業資本」(広島史学研究会『史学研究』187・188合併号, 1990年, 同『近世の経済発展と地方社会—芸備地方の都市と農村—』清文堂, 2005年, 第4章第3節に加筆修正のうえ収録)。

行の設立は、そうした近世以来の伝統からみると「お上」が広島藩から広島県に代わっただけであり、必然的だったといえる。西向前掲論文では³⁵、橋本家は明治20年代に、金融業・商業など「それまでの純粋に商業利潤を追求する経営とは異なり」、広島棧橋株式会社への投資と経営など、公益的の事業に進出していったとされるが、静娯あるいは先代の竹下にとっては、第六十六国立銀行の設立やそれ以前の諸品会社の設立も公益的な事業と認識していたはずである。当然ながら、同行も他の国立銀行と同様に、地域経済に重要な金融機関であるとともに官金取扱を命じられており³⁶、それはむろん利潤抽出の手段にもなるが、同行は「社会の公器」だったともいえる。そもそも、所有資産額という点では尾道で橋本家が突出していたことにまちがいないにもかかわらず、あえて他の有力資産家と同数株の出資に止めていたのは、天野・島居ら他の有力資産家との共同出資、共同運営をめざしたためであると考えられ、自家単独による経営支配はまったく考えていなかったはずである。

そして静娯は、頭取に就任して3年後の1881年辞任し、同行頭取は天野嘉四郎に引き継がれ(1901年の死去まで)、海鶴が代わって取締役就任した。広島銀行『創業百年史』によれば、吉兵衛の静娯への改名が1880年9月、同行株主総会における頭取辞任は翌81年1月であるから³⁷、改名時に吉兵衛が隠居の手続きと頭取辞任の申し出を行い、海鶴が家督相続したはずである³⁸。この時、静娯は満54歳、海鶴は満18歳であった。静娯は病気などにより頭取の職を全う

33 天保期の諸品会所以来の歴史については、『尾道市史』第5巻のほか、広島銀行『創業百年史』715～718頁にも記述があるが、いずれもやや疑問の箇所がある。『尾道市史』第5巻、137頁には、「会社法が公布されてからは、これを合資会社とし、さらに明治二一年六月任意解散して、改めて増資の上、株式会社組織に改め、為替以外に倉庫業を始めた」とある。合資会社が解散したのは、「明治二一年六月」ではなく、『創業百年史』716頁にあるように、1898(明治31)年6月の誤りであろう。さらに『尾道市史』第5巻、136頁には、1875年3月に諸品商社が諸品会社に名称変更されたように記されているが、そこで提示されている史料にはそれを示すものではなく、1877年の資料10(148～152頁)でも依然として「諸品商社」である。資料11(1883年)や後述の1882年10月～83年1月の「月報告」には、「諸品会社」とあるから、諸品商社から諸品会社への名称変更は1877～1882年の間のはずである。他方、『創業百年史』715頁には、1875(明治8)年に尾道諸品合資会社が設立されたとあり、この説が他の論文などに拡散しているが、商法施行以前の1875年に合資会社組織で設立されるはずはない。諸品会社が合資会社組織になったのは、1893年7月に商法の会社法などの部分が施行されたあとのはずである。青木茂氏旧蔵文書の中に、「尾道諸品合資会社社長選挙当選通報」(明治25年12月29日、同社→天野嘉四郎宛)があり、これは翌年の商法部分施行を見越した準備だったのであろう。ちなみに同社は、現在も倉庫・運送業務を中心とした尾道諸品倉庫株式会社として事業が継承されている。

34 『創業百年史』65頁によると、株式募集に応じるよう広島県令が告諭を出しており、県が設立を促進していた。

35 前掲、西向「明治期尾道豪商の人脈形成と企業家・名望家活動」536～537頁。

36 同行の官金取扱は、『創業百年史』72～73頁。なお、第六十六国立銀行の貸出先はやはり商人が多く、地域経済の発展とともに商人向け貸出が増えたようである(『創業百年史』88頁)。

37 同書、77頁。

38 橋本家文書にある主要帳簿をみると、この時期も一貫して吉兵衛の名で作成されているから、1880年9月の改名時に、初代は隠居したと推定できる。

できなくなったわけではない。1882年から記載のある『海鶴堂日記』によれば、静娛が病床に伏した気配はまったくなく、82年の記事にも天野嘉四郎主催の「茗讌」（煎茶会）に海鶴を連れて出席しているし（3月17日）、その後も四国高松や岡山などにも旅するなどして、1902年まで生きた。要するに、頭取という地位にこだわらず、それは他家に譲り、自らは「公職を辞して後は門を閉ざして独りを守」り³⁹、「唯だ風月を友とする」文人的な生活を好んだのである⁴⁰。おそらく前述のように、西灰屋の経営を立て直し、橋本各家の継承者を確定させ、なおかつ地域経済に必要な新たな銀行を創設させて、それぞれの発展の道を拓き、自分の役割は果たしたと認識したのであろう。

じつは、もともこの一族は企業家というよりも文人的気質の強い人々が多かった。リスクをかけて事業を起こし自らの経済的利益を追求するという企業家的性格が必ずしも強くないという点は、少なくとも文化文政期以降幕末に活躍した、静娛の先代橋本竹下^{ちっか}（1790-1862）からそうであった。竹下は、儒学者菅茶山^{かんちやざん}に学び、頼山陽と親交があったことで知られ、のちに静娛と海鶴によって編まれた『竹下詩鈔』（1884年刊）など多くの漢詩を残している。そして事業面でも自らの利益追求というよりも公共面・社会面に配慮した事業展開が特徴的なのである。すなわち天保飢饉期に尾道近辺の窮民を救う策として、施米などではなくいわば私的な公共事業を繰り返した⁴¹。まず自家の旦那寺である慈観寺の本堂新築工事を起こして窮民に仕事を与え、次いで三原（糸崎）沖に大規模な塩田造成と自家新築工事を行った。三原沖の造成塩田は天保新開と呼ばれ、以後橋本家の事業・不動産経営の1つの柱になるが、もともとはこのような窮民対策だったといわれている⁴²。

文人的という点では、海鶴も同様であった。海鶴は、伊予出身で備後三原や尾道において活躍した儒学者宇都宮龍山に師事して漢詩文に親しみ、残されている彼の数十年にわたる『海鶴堂日記』は全巻漢文体で書かれている⁴³。ただし、海鶴は文人でありつつ同時に、自家経営や銀行経営に対してかなり直接的かつ日常的に関与しており（後述）、経営は番頭の比重が大きかったといわれる静娛・竹下の代を含む近世後期に比して⁴⁴、次第に当主自身が事業経営に乗り出すようになってきている⁴⁵。

この直系3代のみならず、西灰屋恒次郎の長男房之助についても、前記のように商業が性に合

39 『尾道市史』第6巻、362頁、橋本静娛の項。

40 前掲『尾道案内』55頁、橋本静娛の項。

41 以下、前掲『巨人新人』488頁。

42 なぜ三原沖の新開かといえば、竹下が三原の有力商家川口家の出身（橋本家へ養子入）だったことと関係があろう。

43 『海鶴堂日記』は、おのみち歴史博物館所蔵（尾道市役所文化振興課所管）。そこには、中国風ないし古風な用語が散りばめられており、たとえば、第六十六（国立）銀行をしばしば「錢莊」、菩提寺たる慈観寺を「慈観精舎」などと記している。

44 西向宏介氏の御教示による。

わず、「漢籍を日高南洋に学び、詞章に長じ、書画を善くし、常に宗懐素の書を学び、其精髓を自得し、また彫刻に巧みなり」と⁴⁶、高尚な趣味を道楽として生きた。

もっともそうした文人的・趣味人的気風はじつは橋本家に限ったことではなく、幕末頃の尾道で菅茶人や頼山陽などに教えを受け交流のあった名士は多数おり⁴⁷、天野家・島居家など当時の尾道の資産家に共通する点だったのであり、伝統的有力商人・資産家に必要な嗜みだったといえる。『海鶴堂日記』によると、天野や島居などの有力資産家らと日常的に詩文会・煎茶会を開き、何かと行動を共にしていたことがわかる。要するに、尾道のオールド・マネー（「町の旦那衆」）によるこうした文化的サークルがあり、第六十六国立銀行や他の地元経済に密接に関わる投資や運営等の経済行動も、このオールド・マネーのサークルによる交流・結合が基盤となっており、それぞれの家業経営や個人資産に関わる投資は別として、彼らによる共同投資・共同運営という形でなされたのである。「旦那衆」がそうした役割を果たすことは、地域社会の彼らに対する潜在的な期待でもあったであろう。そうだとすれば、第六十六国立銀行や尾道諸品会社などへの、地域社会からの期待を受けての投資は、もともと個人的な、純粋に利殖目的の投資や経営ではなかったわけである。こうした点はその後も持続し、同行が1897年に第六十六銀行として普通銀行に転換した時にも、上位株主の株数はほぼ横並びであったことに変わりはなく、筆頭株主は橋

表3 第六十六銀行の上位株主（1897年末）

株主名	住所	株数	備考
天野嘉四郎	御調郡尾道町	1,054	頭取
橋本吉兵衛	〃	915	取締役
藤井与一右衛門	深津郡福山町	850	〃, 地主・酒造業
島居儀右衛門	御調郡尾道町	830	〃
安原料平	芦田郡府中町	772	〃
河村太吉		365	
森本象助		335	
斜森保兵衛	深津郡福山町	300	監査役, 酒造業
尼子忠蔵	広島市	291	取締役, 醤油醸造業
柏原貞助	御調郡尾道町	278	肥料商
福原陳興		250	支配人
内海得次郎	御調郡尾道町	〃	紙卸商
大藤忠兵衛	〃	〃	監査役, 呉服商
天野元五郎	〃	205	
小島範一郎		200	
(株主数)610人		20,000	

(出所) 広島銀行『創業百年史』139~140頁, 表I-63など。
注: 住所は筆者記入。

45 ただし海鶴の代にも、1900年に退職する番頭天野又兵衛の役割は大きかった。さらに次の代になると、当主龍一が芸備銀行頭取を務めながら銀行本店とは離れた尾道の自家経営の主要帳簿を自ら記帳するようになるなど(後述)、当主は精力的な実業家という印象が強くなる。

46 前掲『尾道案内』53~54頁, 橋本淇園の項。日高南洋は漢学者であり、日向出身、嘉永年間に尾道に来て、明治初年頃「明誠館」を開いて教育したという(同書, 54頁)。懐素は中国・唐代の書家。

47 前掲『尾道案内』48頁以下の「伝記表彰」, 『尾道市史』第6巻, 第13編人物を参照。

本吉兵衛ではなく天野嘉四郎になっていた（表3）。橋本家が筆頭株主の座を頭取天野に譲ったのであろう。橋本・天野・島居ら資産家層の協調体制は明治後期においてもまったく揺らぐことはなかった。近代の橋本家当主が、代々こうした形で、地域の銀行家として生きたことは、それ自体地方名望家だったことを意味し、その点は1920年に本店を広島市に置く芸備銀行に移行した後も変わらなかったとみられる。その点で、同家はひたすら利潤を追求する企業家とは最初から異なっていたといえる⁴⁸。

(3) 資産の推移

同家の資産は、いくつもの勘定・会計に分かれており、かつ帳簿類にはストックのデータがあまり記されていないため、会計帳簿によっては正確な資産全体がつかみにくい。そこで役所などに提出した、かなり正確と思われる資産全体について、最初に述べたい。

まず表4は、1897年に吉兵衛が広島県農工銀行の設立委員に選定され、^{みつき}御調郡長から資産の有無を差し出すよう命じられて提出したものである。同家は貸金業も行っていたから、同表には記されていない現金預金や貸金もあったはずであるが、不動産と有価証券についてはほぼ正確と思われる。ただし隠居していた先代吉兵衛など家族名義の資産がこの他に若干あったし、またこの頃出資していたはずの合名会社食塩商会の記載がない。後者については、後述のように同商会への出資金は「本業部」扱いはなく「奥直轄」だったのかもしれないし、またこの頃同商会は何度か増資を試みており⁴⁹、そうした事情により書上げから漏れた可能性もある。現金貸金については、翌1898年1月の広島税務管理局長宛「営業名及課税標準届」に「金銭貸附業」の「資本金」6万787円、その内訳として「運転資本」5万3千円と記されているから⁵⁰、この程度の現金貸金があったはずである（後掲表14の1901年「貸付金」残高は6万3千円）。

表4によると、有価証券は、「価格」（不動産・有価証券とも取得価格と推定）からみて不動産

48 前掲、西向「近世近代における尾道豪商の経営活動と文書」は、橋本家は第六十六銀行への投資に傾斜していった点を、「橋本家の投資活動は、単なる資産家の活動とは異なり、より一層起業家としての性格を帯びるものであった」としている（103～104頁）。橋本は企業家とはいえるが、リスクをかけて成長をめざす一般の企業家とは異なって、少なくとも海鶴の代までは名望家的行動の延長と筆者は考える。西向は続けて、中央株への投資を増やしていったが、これは瀬戸内の資産家一般に認められる投資活動のパターンであるとしている。これも興味深い指摘であるが、この地域では投資先に乏しかったことにもよるであろうし、リスクをあまりかけない姿勢ともいえよう。西向も続けて指摘するように、同家は「内政改革」後も不動産所有は拡大傾向が続くが、これもリスクをかけて成長せんとする企業家とは異なる投資行動である。ただし単純にリスクをかける気概のない保守的・退嬰的な資産家として片づけられないことは後述する。

49 食塩商会の資本金は、『広島県統計書』によると、1896年末の額である明治29年版は4千円であるが、同30年版にはそもそも同商会の記載がなく、31年版は1万円、32年版は2万円と徐々に増えており、この頃複数回増資をしている。また1898年1月に吉兵衛とともに出資していたはずの藤井与一右衛門が死去しており、明治30年版に同商会の記載がない点や同年のデータである表4に記載がない点もこれらと関係

表4 橋本吉兵衛の資産 (1897年8月)

資産種類	数量	価格 (円)	地価 (円)
<土地・建物>			
田	17町2反	25,827	7,095
畑	35町1畝	24,509	10,551
山林新開雑種地	19町8畝	12,020	336
塩田	24町1反	31,384	11,319
郡村 宅地	8反7畝		
〃 家屋棟数	21棟	879	491
郡村 計	96町3反3畝	94,621	29,795
尾道市街 宅地	4町1反6畝		
〃 棟数	515棟	124,868	12,921
<有価証券・出資金>			
第六十六銀行	905株	23,530	
尾道貯蓄銀行	100〃	1,400	
福山紡績会社	120〃	4,500	
帝国商業銀行	200〃	5,000	
日本海上保険会社	100〃	1,250	
尾道米塩肥料取引所	100〃	5,000	
中国紡績会社	200〃	4,000	
軍事公債		1,300	
尾道電灯会社	100株	550	
尾道諸品合資会社		750	
広島栈橋会社	155株	3,250	
小計		50,530	
総計		270,019	

(出所)『戸籍営業ニ関スル願届』(明治三十年).

があるかもしれない。なお前掲、落合『近代塩業と商品流通』110~112頁では、1904年9月に吉兵衛は同商會を前第六十六銀行頭取・天野嘉四郎の長男半次郎に譲渡したが、その際半次郎から受け取った譲渡金の領収証を吉兵衛が出していることから、食塩商會の資本金2万円は全額吉兵衛による出資であり、藤井与一右衛門は「直接金銭の授受にはかわりのない保証人のような人物であったと考えられる」としているが、これは上記のように先代与一右衛門(広一)が6年前に亡くなり、家督相続した次代与一右衛門(裕吉)が未成年(18歳)であったし、かつ福山町在住であったから、吉兵衛が与一右衛門分を含めて金銭授受を行ったにすぎないと思われる。同商會は1889年7月に吉兵衛と先代与一右衛門の共同で設立され(前掲、西向「明治期尾道豪商の人脈形成と企業家・名望家活動」541頁。ただし合名会社化は1893年12月である。「合名会社食塩商會契約書」明治26年12月による。これはいうまでもなく同年の商法部分施行に伴う措置であろう)、落合著に掲載している半次郎による譲受勘定書も吉兵衛と与一右衛門の両名宛であるように、設立から譲渡時まで一貫して橋本家と藤井家による共同出資だったはずである(『広島県統計書』も食塩商會の「組合人員」は一貫して2人となっている)。おそらく当初から出資額は半額ずつであり、1904年譲渡時の出資額は、吉兵衛・与一右衛門ともに1万円だったと思われる。1899年11月1日付の食塩商會出資金領収証(同商會→橋本)に出資金1万円とあるのも、藤井の分を含めた増資1万円のはずである。実際、[食塩商會譲り渡しにつき取引勘定覚書](1904年9月と推定。「三十七年八月迄払済」という記載があるし、落合著、111頁所収の1904年9月の譲受取引勘定書と金額が一致する)には、残余金は「藤井橋本折半」とある。なお、合名会社食塩商會はその後『日本全国商工人名録』第5版(1914年刊)にも掲載されているが、前掲『尾道案内』には、「合資会社食塩商會」(1910年7月設立)となっているから、合資会社へ組織再編されたのかもしれない。藤井与一右衛門については、福山誠之館同窓会ホームページ「誠之館人物誌・藤井与一右衛門」(<http://wp1.fuchu.jp/~sei-dou/jinmeiroku/fujii-yoichiemon>, 2018年7月11日閲覧)。

50 表4と同じ資料。「資本金」のうち「運転資本」以外は、固定資本7,787円であり、これは営業場である自宅の地所建物であった。ちなみに金銭貸付業の従業者は営業主の吉兵衛ほか手代6人とされている。

の4分の1程度であり、しかも約半額が第六十六銀行であり、地主的性格が強い。土地は、耕地52町・塩田24町を有し、耕地地主でも塩田地主でもあったが、その他に尾道市街地をかなり所有しており、宅地地主・貸家家主の性格も強かった。1903年「本業部」管轄の所有地は表5のような分布であったが、この他、「別方」に沼隈郡高須村・山波村さんば（両村とも、現、尾道市東部）の耕地がかなりあったし、1901年には沼隈郡今津村（現、福山市松永）・世羅郡神田村などにも耕地があった。とくに表4の所有耕地52町余の大半はじつは高須村の地所だった（後述）。市制施行1898年前後における尾道市所有地は表6のようである。これによると、宅地が大半であり、かつ近世以来の町中心部である久保町に集中している。山陽鉄道が1891年に尾道まで延伸し、駅が町の西側に設置されて、土堂町西部・東御所町付近が市街地として発展していったが、表6-2に示された所有地分布は、大半が近世以来の所有地であり、かつ尾道駅付近はまだ市街地

表5 橋本家「本業部」管轄所有地の小作料収入と公課支出（1903年度）

所在地	小作料 (円)	公課 (円)	備考
御調郡貢村（1912糸崎町）	1,309	1,014	耕地 塩田
〃 三原天保浜	2,951		
御調郡三原町宮沖	144	46	耕地
賀茂郡広村	218	128	〃
御調郡重井村（因島）	11	2	〃
御調郡吉和村	27	66	〃
〃 吉和浜	384		
御調郡向島西村	6	200	塩田 耕地
〃 富浜	972		
御調郡向島東村肥浜	1,204	291	〃
〃 木ノ庄村	398	99	耕地
〃 美ノ郷村	36	5	〃
沼隈郡松永町	114	6	貸家
尾道市 (小作米費益)	285	3,606	宅地・貸家
計	8,066	5,467	

(出所)『金銀受払帳』(明治三十六年)。

表6-1 橋本家の尾道市所有地（1898年6月1日）

種別	反別	地価(円)	地租(円)
市街地	4町2反	13,161	329
畑	2反6畝	78	1
郡村宅地	2畝	14	0
山林	3反2畝	8	0
新開地	6反8畝	—	—
計	5町5反	13,263	331

(出所)『尾道町所有地籍第壹号 明治廿三年調整』。

注：「畑」の地価・地租には、畦畔2畝14歩を含む。

表6-2 橋本家の尾道町所有地（1897年8月20日調）

町別	種別	反別	地価(円)
久保町	宅地	2町7反7畝	6,156
〃	畑	6畝	23
尾崎町	宅地	8畝	96
十四日町	〃	9反	5,193
〃	畑	1反8畝	26
〃	山林	3反2畝	8
土堂町	宅地	4反	1,475
〃	畑	3畝	20
東御所町	新開	2反2畝	
計		5町5反	13,001

(出所)表6-1と同じ。

表 7 橋本家の所有地 (1914 年 8 月提出)

資産種類	面積	地価(円)
<土地>		
尾道市外		
田	35 町 4 反	10,688
畑	24 町 1 反	11,320
山林原野	6 町 8 反	3
塩田	31 町 0 反	7,515
計	97 町 4 反	29,526
宅地	640 坪	242
尾道市内		
畑	1 反	42
雑種地	2 反	8
新開	3 反	...
計	7 反	...
宅地	12,919 坪	100,544

(出所)「生産消費調査表」『戸籍営業ニ関スル願届』(明治三十年)。

表 8 橋本家の有価証券所有 (円)

年度末	残 額	利子配当
1905	42,639	...
06	46,290	3,679
07	49,595	4,670
08	55,624	3,894
09	53,142	4,209
10	55,270	4,127
11	59,495	5,420
12	63,315	5,562
13	69,427	5,193
14	70,723	5,971
15	73,073	6,213
16	70,815	5,630
17	201,076	7,041

(出所)『明治三十九年 有価証券帳』所収の集計表。

形成が微弱だったことを物語っている。

次に 1914 年の所有地を、「生産消費調査」として市役所に提出したデータに基づいてみると(表 7)、表 4 の 1897 年との比較では、宅地は微増であるが、田畑計が 52 町から 59 町へ、塩田も 24 町から 31 町へと増加している。ただし 1917 年には、塩田の過半を占めていた三原天保新開 26 町 7 反(耕地・宅地を含む)の全部を、大正バブルにおける三大船成金の 1 人に数えられる勝田銀次郎(神戸市)へ 48 万円で売り渡した⁵¹。この売却直前頃が橋本家の耕地・塩田所有のピークだったと思われる。

橋本家はこの売却代金によって、この年度だけで、表 8 のように有価証券投資を 13 万円急拡大させた。その 1917 年度末の残高を示したのが、表 9 である。これによると、従来から公債が少なくなかったが、とくに 1917 年度の増加分のうち公債が 8 万 7 千円と 7 割近くを占めている。また株式も、地元株以外は特殊銀行たる北海道拓殖銀行や大銀行たる三十四銀行などの優良株あるいは中央株がめだち、地元の銘柄は、地方銀行・取引所・倉庫・鉄道等、公益的な事業に偏っている⁵²。しかも橋本家は近代に入り、従来の質屋・貸金業・塩田直営などを廃業する一方、新たな事業を始めていない。石橋を叩いて渡るような資産家か企業家精神に欠ける保守的な資産家のようにみえる。しかし、海鶴は事業欲がなかったのではなく、意図して新事業に乗り出さなかったようである。没後の 1928 年頃の記事によれば、彼自身の言として、

自分は銀行業者として重大な責任を持っているから、第一に預金者に心配をかけぬ様にせね

51 『金銀受払帳』(大正六年)。勝田は購入した天保新開塩田を造船所建設の目的でもなく埋め立てたが、1920 年恐慌により工場建設は頓挫し、しばらく荒れたままになっていた(「勝田埋地」と称され、約 10 万坪あったとされる)。しかし 1930 年代末から本格的に工場用地として利用されることになった(現、三菱重工三原製作所本工場付近)。『三原市史』第 7 巻民俗編(1979 年)90~91 頁、同第 3 巻通史編 3 各説編(2007 年)148, 153, 166~167 頁、『三菱重工三原製作所五十年史』(1993 年)5~6 頁など。

52 もっとも、大阪アルカリは大戦後の不況により 1926 年に解散した。川井健「大阪アルカリ株式会社事件」『北大法学論集』31(3~4 上), 1981 年, 1058 頁。

表9 橋本家の所有有価証券一覧 (1918年3月末現在)

銘柄	金額(円)	株数	備考
第六十六銀行 旧	7,415	118	
〃 新	17,454	1,321	
尾道諸品会社	4,138	148	
帝国商業銀行	5,000	100	
尾道貯蓄銀行	2,923	82	
日本海上運送火災保険	1,500	100	
広島農工銀行	3,022	145	
京釜鉄道会社	4,800	136	
日本勸業債券	74		
福山紡績会社	5,702	115	
尾道米塩肥料取引所	1,288	143	
国債 (臨時募集)	5,842		
五分利付公債	265		1898年発行
共同生命保険	175	14	本社東京市日本橋区, 1906年10月加入
広島倉庫会社	309	23	
五分利付国債	164		1904年発行
五分利付軍事公債	277		1907年買入
京城電気会社 旧	10,000	200	本社東京市日本橋区
〃 第一新	10,000	200	
〃 第二新	2,500	200	
五分利付公債	5,450		1908年取得
東洋海上保険新	1,250	10	本社東京市京橋区 1909年旧株取得
西子軽便鉄道	200	100	1913年取得
尾道穀物委託会社	500	40	1913年取得
東海生命保険相互会社	690	20	本社東京市京橋区, 1913年取得
尾道軽便鉄道	2,400	1,200	1914年取得
日本ラミー紡織	1,250	100	本社大阪市東区, 1916年取得
北海道拓殖銀行	5,300	200	1917年取得
臨時国庫証券	9,800		1917年取得
英仏公債証券	9,306		1917年取得
京都市債	19,000		1918年取得
大阪築港公債	30,000		1918年取得
神戸市債	19,200		1918年取得
若松炭鉱会社	6,250	500	1918年取得
大阪アルカリ会社 社債	30,000		1918年取得
三十四銀行 新	1,500	500	1918年取得
小計	224,944		
(隠居部)			
第六十六銀行 旧	1,900	38	
〃 新	4,485	237	
尾道貯蓄銀行	675	70	
国債	190		
小計	7,250		
(奥直轄)			
第六十六銀行 旧	2,700	54	
〃 新	2,300	115	
国債	475		
小計	5,475		
総計	237,669		

(出所)『明治三十九年 有価証券帳』。

注：備考欄の「1917年取得」「1918年取得」が、1917年度の残高増加分13万円余。計が表8と合わないが、そのまま。償還済みの債券があるなどのためと思われる。

ばならぬ。故に色々やってみようと思ふ仕事があるが、残念ながら差控へて居るのである。というのである⁵³。これを引用した『創業百年史』も、

橋本〔海鶴—引用者、以下同様〕は、〔1901年に〕頭取に就任して以来、特に新しい事業には関与せず銀行経営に専念した。また、銀行経営に当たっては堅実を旨とし、貸出しは慎重を極めた〔下略〕

と記している⁵⁴。

この頃、国内各地で機関銀行問題が深刻化し、銀行経営者による事業失敗が銀行破綻に繋がりを、金融恐慌にも発展していた。海鶴は、そのような自らの利益追求をめざした銀行経営者とはまったく反対に、預金者ないし地域社会への配慮を優先した名望家であった。万一自らの事業が苦しくなると、経営する銀行に資金を依存し、事業が破綻すると銀行経営に、さらに預金者・地域経済に大きな負の影響を及ぼす可能性がある。そのような認識のもとに自らの起業を抑制したことは、銀行の公共的な役割を強く意識する名望家的な姿勢とみなせるであろう。

ただし、食塩商会は第六十六国立銀行から融資を受けており⁵⁵、これは「関係融資」であり、同行は機関銀行ともいえる。しかも落合前掲書で明らかにされているように、食塩商会はその後7千円の欠損を出して、海鶴は食塩商会から手を引いているから（しかも同じ第六十六銀行の役員である天野半次郎に譲っている）⁵⁶、関係融資によって銀行に累を及ぼす可能性があった。海鶴はあるいはこの経験によって、以後リスクのある投資・事業には慎重になったのではないかと推測される。

さらに広島銀行『創業百年史』には、芸備銀行の1920年代における預貸率などが示されているが⁵⁷、地方銀行平均の預貸率は20年代前半が100%を超えており、後半は80~90%台にやや低下したのに対して、芸備銀行のそれは40~70%台と著しく低く、かつ預証率（預金に対する有価証券割合）が地方銀行平均より10ポイント程度高く、所有有価証券の大部分は株式ではなく公社債であった。これは、1924年まで頭取であり、「銀行経営に当たっては堅実を旨とし、貸出しは慎重を極めた」とされる海鶴の経営姿勢が直接に反映されていると思われる。海鶴は、公私両面できわめて慎重な経済行動を貫いたといえる。

続いて橋本家の1920年代初頭頃における土地所有をみよう（表10）。天保新開塩田を売却したことにより、耕地地主・宅地地主の性格が強まったが、1923年まではなお塩田も10町あった。しかし塩田は24年に半減し、耕地も1920年代を通じて漸減していった。ただし市街地の不

53 前掲『巨人新人』490頁。これは広島銀行『創業百年史』144頁に引用されているが、昭和5年刊とあるのは誤り。

54 同書、144頁。

55 前掲、落合『近代塩業と商品流通』99~102頁。

56 落合、前掲書、82頁。天野半次郎は、前第六十六銀行頭取天野嘉四郎の長男であり、この頃、天野家の当主である。

57 同書、291、293頁の表Ⅱ-27、表Ⅱ-30。この点、坂根嘉弘氏の御教示による。

表 10-1 橋本家の所有不動産 (1922~24 年)

項 目	1922 年	1923 年	1924 年
<吉兵衛(海鶴)>			
田畑小作	54 町 6 反	49 町 7 反	42 町 4 反
(沼隈郡高須村)	(43 町 3 反)	(41 町 1 反)	(37 町 6 反)
(〃 山波村)	(3 町 1 反)	(2 町 8 反)	—
(御調郡木ノ庄村木門田)	(1 町 5 反)	(1 町 5 反)	(1 町 6 反)
(〃 美ノ郷村中野)	(1 町 0 反)	(1 町 0 反)	—
(〃 三原町)	(1 町 9 反)	—	—
(〃 吉和村)	(4 反)	—	—
(〃 向島西村)	(0 反)	(0 反)	—
(賀茂郡広村)	(3 町 1 反)	(3 町 1 反)	(3 町 2 反)
塩田小作	10 町 0 反	10 町 0 反	4 町 9 反
(御調郡向島東村)	(5 町 1 反)	(5 町 1 反)	—
(〃 向島西村)	(3 町 2 反)	(3 町 2 反)	(3 町 2 反)
(〃 吉和村)	(1 町 6 反)	(1 町 6 反)	(1 町 7 反)
貸地貸家 (尾道市)	11,980 坪	11,859 坪	11,580 坪
<龍一>			
田畑小作 (木ノ庄村木門田)	2 反	2 反	2 反
貸家 (尾道市)	208 坪	208 坪	208 坪
〃 (糸崎町)	457 坪	457 坪	457 坪
<祥吉>			
貸家 (尾道市)	—	—	244 坪

(出所)『戸籍営業ニ関スル願届』(明治三十年).
 注: 1) 市役所提出の所得源データ.
 2) 祥吉は海鶴の次男.

表 10-2 橋本家の所有不動産 (1925~29 年)

項 目	1925 年	1926 年	1927 年	1928 年	1929 年
<龍一>					
田畑小作	40 町 0 反	36 町 5 反	36 町 4 反	36 町 4 反	36 町 4 反
(沼隈郡高須村)	(35 町 1 反)	(31 町 6 反)	(31 町 5 反)	(31 町 5 反)	(31 町 5 反)
(御調郡木ノ庄村木門田)	(1 町 9 反)	(1 町 9 反)	(1 町 8 反)	(1 町 8 反)	(1 町 8 反)
(賀茂郡広村)	(3 町 0 反)	(3 町 0 反)	(3 町 0 反)	(3 町 0 反)	(3 町 0 反)
塩田小作	4 町 9 反	4 町 9 反	4 町 9 反	4 町 9 反	4 町 9 反
(御調郡向島西村)	(3 町 2 反)	(3 町 2 反)	(3 町 2 反)	(3 町 2 反)	(3 町 2 反)
(〃 吉和村)	(1 町 7 反)	(1 町 7 反)	(1 町 7 反)	(1 町 7 反)	(1 町 7 反)
貸地貸家					
(尾道市)	11,777 坪	12,020 坪	11,921 坪	11,907 坪	11,907 坪
(御調郡糸崎町)	457 坪	457 坪	457 坪	457 坪	457 坪

(出所) 表 10-1 と同じ.
 注: 1924 年吉兵衛(海鶴)没により, 長男龍一が相続.

動産はほぼ横ばいに推移した。これは耕地・塩田は利回りが上昇しないのに対して、貸家経営はむしろ家賃が上昇して家賃収入が増加したためであろう。また天保新開売却例でも明らかであるが、尾道水道沿いの塩田など都市近郊地所の時価が上昇しており、多額の売却益がもたらされたことにもよる(後述)。塩田は向島東村の肥浜^{ひばま}を 1924 年に売却し、向島西村の富浜^{とみはま}と尾道側の吉和浜^{よしわ}を若干所有するのみとなった。耕地の所在村は、依然ほとんどが高須村であった。しかし同村地所は長らく「本業部」の管轄ではなかったから(後述)、主要帳簿たる『金銀受払帳』の

収入小作料には含まれていなかったのである。

2. 資産管理と収支構造

(1) 諸会計

次に、帳簿類から明らかになる1899年「内政改革」以後を中心とした同家の経営構造を検討する。「内政改革」以前の時期についても、現時点で判明している限りを述べるが、詳細は今後の課題である。

同家の会計ないし資産管理単位として、「本業部」「別方」「隠居部」があり、さらに表9のように「奥直轄」の資産もあった。

まず「本業部」は、「内政改革」後、1900年頃から現れる表現であり、同家事務部たる「納戸」が直接に管轄する部門であった。銀行役員としての報酬など当主個人の経済活動による収入は原則として含まない。「内政改革」以後の主要帳簿である『金銀受払帳』は基本的には「本業部」の会計帳簿といえる。しかし『金銀受払帳』の「小払方」(支出)には、家族生活費も含まれ、『金銀受払帳』は家計と明確に分離されているわけではないし、「本業部」の収支決算が行われているわけでもなく、収支決算は家計支出を含めたものしか残されていない。「本業部」の資産としては、橋本家所有の大部分の有価証券、また不動産には、尾道市宅地・家屋・塩田・耕地(ほとんどは郡部所在)がある。

「別方」は、その由来はいまのところ不明であるが、1899年以前から存在していたことはたしかである。すなわち1897年・98年『金銀受払帳』にも、「預り金」に「別方預り」などの記載があり、「納戸」が預かっている。さらに、『別方出入控』(明治六年)なる帳簿もあり、かなり古くからあった特別会計の可能性もある。1901年度以前は「別方」に、御調郡美ノ郷村・木ノ庄村(両村とも、現、尾道市北部)や沼隈郡今津村・松永町、世羅郡神田村の耕地宅地、さらに尾道の宅地も含まれていたが、それらは1901年度初頭に「本業部」に移管し、かつ「本業部」「隠居部」の沼隈郡高須村・山波村の耕地を「別方」に集約した(詳細は後述)。したがって、1901年以降の「別方」収支は、高須村・山波村の小作料収入と経費支出のみとなった。しかし1920年代には高須・山波両村の土地を売却によって縮小していくと共に、1923年度には「本業部」所属の有価証券を「納戸預金」によって「別方」に買入移管しており、資産は土地ではなくなった。

なぜ「本業部」とは別に「別方」勘定を設けたのであろうか。1901年以後の『金銀受払帳』には、「別方」なる項目が設けられ、資産ストックのデータはないものの、フローのデータは記載されている。しかし「内政改革」以前の1897年・98年『金銀受払帳』をみると、次に述べる「隠居部」関連の記帳は比較的頻繁にあるが、「別方」関連の記帳は期末か中間期末に3千円程度の「預り金」記帳が1度あるのみで、ほとんど現れない。したがって「別方」会計は、もともと「納戸」の使用人とは別の者が経理を担当していたものと推測される。「別方」は、本来の営業部

たる「本業部」とは区別した予備的な資産として、取扱・管理の担当も基本的には「納戸」ではなかったと思われる。しかしたとえば高須村のような同じ村の土地を複数の会計・部署において、取扱・管理を行うことは不合理となるので、1901年に集約したのであろう。結局、慎重を期して「納戸」の使用人たちに取扱を任せない資産を万一のために設定しておきたかったのではないか。先に記した海鶴ら同家当主の慎重さからみれば、そうした推測も成り立ちうるように思われる。「別方」勘定は、1930年代にも存続していた⁵⁸。

「隠居部」は、『隠居部出納簿』（自明治二十三年）なる帳簿もあり、静娯の1880年隠居以降に作られた勘定と思われる。ただし静娯だけのための勘定ではなく、1902年の静娯没後も存続していた。静娯の妻ミネは静娯より早く1893年に没しているから、静娯没後の存続は彼女のためでもない。1904年『金銀受払帳』の「隠居部」には、「橋本ケイ名義」の国庫債券払込などが記されているから、海鶴の妻ケイ名義の資産がここに含まれていた。「隠居部」の資産としては、1900年代初頭頃には貸金も含まれていたし、1901年度以前は「本業部」とともに高須・山波両村の土地もあったが、この地所は1901年度初頭に「別方」に移管し、他方、美ノ郷村および尾道市宅地は「本業部」へ移管した。表9にも1918年の「隠居部」の有価証券が書き上げられており、1930年代も「隠居部」会計は存続していた。そして「別方」と同様に「隠居部」の会計処理も、少なくとも静娯存命中は「納戸」の使用人が行っていたのではなく、静娯の下で別の使用人が取り扱っていたようである（後述）。

このように「別方」「隠居部」にも少なからぬ資産があったから、同家全体の資産や収入は、『金銀受払帳』に項目としてある有価証券・同配当・小作料収入・貸金利子等だけではかなり過少となることに注意しなければならない。

「奥直轄」なる勘定については、ほとんど帳簿類に現れないが、表9のように、1918年に「奥直轄」の第六十六銀行株・国債が存在していた。「本業部」や「隠居部」とは区別された家計部門に、この頃には有価証券がある程度存在していたのである。海鶴ら会社の役員としての俸給・賞与は、『金銀受払帳』などに計上されておらず、これも「奥直轄」なのであろう。

以上のような認識をもとに、次に帳簿類からより具体的に同家の資産管理手法と収支構造を検討する。

(2) 「試算表」「貸借対照表」

前掲『尾道市史』第5巻、第6編第10章「近代的経営様式の導入期」の第4節には、「日本数字横書複式簿記」と題して、「珍しい簿記書類の型式通を紹介しよう。[中略]次に紹介するのは明治十六年一月分の月報告である」として、表11の史料を写真版とともに紹介している。そして、

58 ちなみに中橋本家でも、会計を「荒方」「質方」「別方」に分けていた（橋本吉次郎『大勘定』）。

表 11 「明治十六年一月分報告」

(円)

借 方	差引残高	摘 要	差引残高	貸 方
67,763.953	57,803.605	貸 付 金 勘 定		9,960.348
10,000.000	10,000.000	諸 品 会 社 勘 定		
9,697.900	9,697.900	銀 行 株 金 勘 定		
26,990.651	9,149.271	質 方 勘 定		17,841.380
30,371.700	20,501.700	干 鯛 方 勘 定		9,870.000
127.497	115.497	干 鯛 方 小 取 替 勘 定		12.000
4,513.710	1,273.520	取 替 付 込 勘 定		3,240.190
288.529	288.529	米 麦 勘 定		
92.970	92.970	雇 人 取 替 勘 定		
9.631	9.631	八 品 商 勘 定		
390.000	390.000	金 銀 貨 勘 定		
638.417	638.417	賃 租 并 諸 入 用 勘 定		
32.258	32.258	児 玉 貢 租 立 替 勘 定		
277.735	271.135	諸 雑 費 勘 定		6.600
218.489	218.489	臨 時 入 用 勘 定		
2,394.781	73.173	郵 便 勘 定		2,321.608
400.000	400.000	操 綿 商 社 株 金 勘 定		
48.140	48.140	利 息 支 払 勘 定		
7,662.342		預 金 付 込 勘 定	1,699.856	9,362.198
		児 玉 清 勘 定	162.520	162.520
		銀 行 預 り 勘 定	14,498.328	14,498.328
50.000		豊 預 り 勘 定	1,515.900	1,565.900
		松 清 預 勘 定	4.754	4.754
45.000		青 預 勘 定	130.000	130.000
134.500		天 預 勘 定	521.000	566.000
16,850.000		原 預 勘 定	3,108.820	3,243.320
		諸 品 会 社 当 座 取 引 勘 定		16,850.000
		貸 付 金 利 息 勘 定	241.285	241.285
		質 方 利 息 勘 定	863.141	863.141
14.038		加 地 子 勘 定	353.473	367.511
12,109.809		郵 便 為 替 勘 定	300.000	12,409.809
37,320.000		銀 行 当 座 預 取 引 勘 定	16,660.000	53,980.000
		雑 益 勘 定		
		資 本 勘 定	71,000.000	71,000.000
		金 銀 勘 定		
		通 貨 勘 定		
		銀 貨 勘 定		
228,309.558	222.511	銅 勘 定		228,087.047
		郵 便 方 益 金 勘 定	189.784	189.784
221.150	22.115	年 賦 金 勘 定		
456,773.723	111,248.861	総 計	111,248.861	456,773.723

(出所)『尾道市史』第5巻(1976年)652頁。

注：原史料の数字は漢字であるが洋数字で表示し、原史料により一部訂正した箇所がある。「操綿商社」は原文のまま。

これが市中のどこの報告書なのか、全くわからないのである。[中略] 諸品商社のものか、諸品会社のものであることは、まちがいはあるまいが、[中略] 読者諸君の御教示を待つわけであるが、[中略] 明治の初年度、新しい経営方法が導入されて複式簿記の真似ごとながら、書き残しているという、歴史的事実に興味をひかれたので紹介した。

と記している⁵⁹。じつは、この「月報告」は角灰屋橋本吉兵衛家の合計残高試算表である。複式

59 同書、650～652頁。傍点引用者。

簿記の「真似ごと」ではない。同じ書式の史料が1882年10月、11月、12月の分も、この翌年1月分とともに青木茂氏旧蔵文書に存在しており、この頃、合計残高試算表が毎月作成されていたことがわかる。試算表とは、仕訳帳（橋本家では『日記帳』）から総勘定元帳（同家では1899年度以降の『金銀受払帳』）への転記が正確か確かめるためのものであり、橋本家でも毎月誤りがないか点検し、かつ財務状況を一覽していたのである。そもそも「摘要」欄のなかに「諸品会社勘定」があるから、諸品商社や諸品会社のものであるはずはない（前記のように、諸品商社は諸品会社の前身）。しかもこの史料は、『尾道市史』の著者青木茂が当時所有していた「橋本文書」の中の史料なのである。同家の当時における金融資産の出入や残高がこれで判明する。

ただし橋本家の試算表といっても、すべての資金の出入、資産残高が計上されているわけではない。たとえば小作料勘定や家賃勘定がない。もっとも後の『金銀受払帳』からみて塩田小作料と思われる「加地子勘定」はある。どうやら表11は、橋本家の銀行などへの出資金を含めた、主に商業部門を管轄する「店」の試算表と思われる。1901年以降の「本業部」と比較して、耕地・宅地貸家経営がまったく含まれていない点で異なっている。また「別方」勘定や「隠居部」勘定もないが、これらの勘定・会計がまだ設定されていなかったとは断定できない。

この「月報告」を作成した者は誰であろうか。静娯は1880年9月に改名して隠居していたから、海鶴あるいは海鶴の指導を受けた使用人にちがいないが、筆跡からみると海鶴本人のようである⁶⁰。海鶴はこの時、満20歳であった。前年の1881年1月に満18歳で第六十六国立銀行取締役に就任して、同行の試算表をはじめ複式簿記を習得したのであろう。現在、橋本家文書にある『金銀受払帳』には、1901年度から各月末「試算表」が数年おきに収録されはじめ、1919年度まで続いている⁶¹。1920年度からはそれが「貸借対照表」と印刷された表に変わって、昭和戦前期まで続いているが、内容は貸借対照表ではなく、依然として各月末の試算表である。いずれにせよ、橋本家当主の銀行役員経験が、同家の経営管理のあり方にも影響を与えている。

さて表11をみると、まず「貸付金勘定」の借方残が5～6万円あり、これは貸金業によるものである。この頃の年度の期間については確認できていないが⁶²、たとえば、最上欄の「貸付金勘定」は、期初残を含めた期初から1月末までの貸付金支出のフローが「借方」の6万7千円余、期初から1月末までの返済フローが「貸方」の9千円余、1月末の貸付金残高が「差引残高」の5万7千円余となる。「諸品会社勘定」借方残1万円は同社への出資金にちがいない。「銀行株金勘定」借方残が9,697円あるのは第六十六国立銀行の株金であるが、同行創立当初の出資は4千

60 「月報告」の筆跡は『海鶴堂日記』のそれときわめて類似している。

61 この1901年度からの「試算表」の登場については、すでに、前掲、西向「近世近代における尾道豪商の経営活動と文書」106頁に指摘されていることであるが、その目的はそこで記されているような「一年間の収支計算」のためではなく、上記のようにあくまで計算が間違っていないかを確かめるためのものであり、したがって毎月作成されたのである。

62 7月～翌年6月の可能性もある。

円であったから、買増株や家族・一族名義の分が含まれているのであろう。「質方勘定」があるのは質業を貸金業とは別途行っていたということである。「干鯛方勘定」は干鯛肥料取扱を行っていたことを示すものであり、金額からみて小規模ではない。「操綿商社株金」400円出資については、この頃、尾道・福山などにおいて繰綿取扱の会社ができおり、会社名は明確にならないが、おそらく前掲『備後の魁』(1884年刊)に掲載されている福山綿商会社と思われる。「銀行預り勘定」「銀行当座預取引勘定」が貸方に1万4千円・1万6千円ほどあるのは、第六十六国立銀行からの借入金・当座借越のはずである。「豊預り勘定」は豊田維徳との貸借勘定、「天預り勘定」は天野嘉四郎との貸借勘定にちがいない。「資本金」7万1千円は、貸金業その他の元手として計上したものと思われる。「加地子勘定」の金額が大きくないのは、まだ塩田直営の部分が大きく、塩田小作の規模が小さかったことを意味するのであろう(所有塩田の資産計上もない)。下の方の「銅貨」が借方・貸方とも22万円余あり、「銀貨」「通貨」勘定の金額がまったく記載されていない点は、この頃の取引が金銀貨でも紙幣でもなく、銅貨のみだったことを物語っている。

次に1901年度以降の『金銀受払帳』に綴られるようになる「試算表」のうち、1903年度と

表12 橋本家「試算表」(1903年度)

(千円)

	1903年 4月1日	同年 4月末	同年 5月末	同年 6月末	同年 7月末	同年 8月末	同年 9月末	同年 10月末	同年 11月末	同年 12月末	04年 1月末	同年 2月末	同年 3月末
借方													
借入金	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	24
預り金	18	17	17	16	16	16	16	16	16	16	16	16	17
別方	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	17
隠居部	8	8	8	8	8	8	8	6	6	6	6	6	7
家賃地床		0	0	1	1	7	7	8	8	9	9	15	16
小作料		0	0	0	0	3	3	3	3	3	4	7	8
利息・配当				0	1	1	1	1	1	1	2	3	3
不動産売却代						0	0	0	0	0	0	0	0
雑収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仮受金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰越現金	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
計	88	88	89	88	89	99	99	99	99	100	103	112	110
貸方													
貸付金	37	36	36	37	37	37	36	36	36	36	36	34	38
六十六銀行当座	7	6	6	2	6	4	7	2	4	4	8	14	2
東店荒苧方	4	4	4	4	0	4	4	6	4	1	0	0	0
貸家普請		0	1	1	2	2	3	3	3	3	3	3	4
公課諸入費		0	0	0	0	1	2	2	3	3	4	4	5
利息払		0	0	1	1	1	1	1	1	3	3	3	4
不動産買入代						0	0	0	0	0	0	0	0
雑払金		0	0	0	0	0	7	2	2	2	2	2	2
仮払金	0	0				0	5				1	1	2
小払方		0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	6	9
有価証券	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
穀物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
現在金	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	1	1
計	88	88	89	88	89	99	99	99	99	100	103	112	110

(出所)「試算表」各月(『金銀受払帳』明治三十六年、所取)。

表 13 橋本家「試算表」(1919年度)

(千円)

	1919年 4月1日	1919年 4月末	同年 5月末	同年 6月末	同年 7月末	同年 8月末	同年 9月末	同年 10月末	同年 11月末	同年 12月末	20年 1月末	同年 2月末	同年 3月末
借方													
預り金	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	6
敷金	11	11	12	12	12	12	12	12	13	13	14	14	14
別方	67	67	66	66	66	66	66	66	66	67	67	67	88
隠居部	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	25
不動産売却代								0	2	2	2	2	2
家賃地床		2	4	7	9	12	15	17	20	23	25	28	32
小作料		0	0	0	0	1	2	2	2	2	4	5	10
利息・配当		0	0	7	12	13	15	17	17	34	38	40	41
雑収入		0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	2
穀物										7	15	17	
繰越金	566	566	566	566	566	566	566	566	566	566	566	566	566
計	678	682	685	695	702	708	712	718	724	753	769	777	790
貸方													
貸付金	63	63	65	64	64	64	64	59	59	48	48	48	48
預ヶ金	233	233	233	225	225	211	211	211	211	211	211	211	210
六十六銀行当座	6	3	1	2	8	6	6	12	8	42	48	34	28
有価証券	356	368	369	381	380	398	399	399	404	404	412	427	404
仮払金	6	7	7	5	6	6	6	7	7	9	9	10	6
穀物	9	1	1	1	1	1	1	1	0				5
公課諸入費		0	0	2	3	3	5	6	9	10	10	13	15
貸家普請		0	1	2	2	3	4	5	6	7	7	9	10
利息払					0	0	0	0	0	0	0	0	2
雑払金		0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	33
小払方		1	2	5	6	9	10	11	13	15	16	18	23
現金	2	0	1	2	1	1	1	1	2	1	1	2	2
計	678	682	685	695	702	708	712	718	724	753	769	777	790

(出所)「試算表」各月(『金銀受払帳』大正八年、所収)。

1919年度を表12、表13に示したが、1882・83年頃の「報告」と同様に、不動産が資産として貸方に計上されていない。尾道の市街地や塩田・耕地の多くは、古く近世期から継承してきたものであるために、仮に取得価格を算定してもあまり意味はなく、簡単には資産として計上できなかったためと思われる。しかし不動産売却等により「貸方」に資産が増えていくと、「借方」と一致させるために差額を「繰越現金」(または「繰越金」として処理された(これはたんなる差額だから、『金銀受払帳』本体にはその項目はない)⁶³)。その額が1919年頃には56万円余と巨額になり(表13)、1920年度から「試算表」に代えて「貸借対照表」とし、そこに「資本金」を設定した。しかし1903年度以降の「試算表」には「資本金」はなく、1882・83年の試算表たる「報告」と1903年度以降の「試算表」には断絶がある。すなわち「資本金」が一旦消滅している。したがって、1882・83年頃に作成されていた試算表たる各月分「報告」はその後一旦作成が途絶え、1903年度の「試算表」は、1899年「内政改革」以後、改めて作成が開始されたものと思われる。そうだとすれば、なぜ試算表の作成が一旦中断されたのか。一つの推測として、海鶴の銀行役員業務などが次第に多忙を極めるようになって、毎月の「報告」作成が困難になった

63 表12の史料にある「三十六年三月三十一日試算表年度替りに付継続説明書」には、「繰越現金」について、「借方貸方差引差違金ヲ出シタルモノニシテ前年ノ試算表ニ依ラズ」とある。

のではないか。この頃の『海鶴堂日記』をみると、連日のように銀行・塩田関係の会合・視察・(広島や竹原などへの)出張が記載されていた。これに対して、「内政改革」直後頃から『金銀受払帳』などの帳簿記載形式が変更され、帳簿自体が複式簿記形式となり、格段に残高等が把握しやすいものになった。そしてこれを契機に「納戸」の使用人に「試算表」を作成させるようにしたものと思われる。「内政改革」以後の『金銀受払帳』は、「東橋本奥様」といった記載もあり、また筆跡からしても海鶴自身の記帳ではなく、「試算表」も『金銀受払帳』と同様の筆跡なのである。もっとも、「内政改革」以後昭和初期頃までの『金銀受払帳』は一記載ごとに「橋本」印が押されており、当主海鶴および龍一が逐一確認していたようである。

1920年度以降、「試算表」に代わって作成されるようになった「貸借対照表」(表示略、後掲表19参照)には、上記のように、「貸方」(=負債)に「資本金」が、「借方」(=資産)に「所有土地」が計上されるようになった。「資本金」を計上しても、法人化したわけではない。そして「資本金」を計上して貸借対照表を作成するためには、所有資産を計上しなければならなくなる。そこで所有不動産も地価ないし取得価格で計上したのであろう⁶⁴。「資本金」は100万円とされ、1920年度資産の「貸付金」「所有土地」「有価証券」を合算するとほぼ100万円となり、それが「資本金」の根拠と思われる。とはいえ、この毎月末時点で作成された「貸借対照表」には、ストックのみならずフローの項目も含まれ、前述のように実際は1919年度まで作成されていた試算表と同じである。従来通り、帳簿転記が正確か点検するためと、資産と負債の状況を把握するために、「組織改正」を実施したのであろう⁶⁵。

さらに1930~32年頃に、「資本金」を300万円に増やし、かつ「借方」には「未払込資本金」を45万円計上した(後掲表19)。しかしやはり法人化したわけではない。これは所有地の評価替を行い、尾道市内所有地を35万円から230万円に増加させたことによる。この増資時には、海鶴はすでに没しているから、次代当主の龍一によるものであった。そして1930年代の『金銀受払帳』をみると、時折、「母上」といった記載があり、この頃、『金銀受払帳』は、使用人ではなく当主龍一自ら記帳していたことが明らかである。明治初年頃、西灰屋の質業を支配人に任せられた結果、大きな欠損を生じたことは伝承されていたのであろう。エージェンシー・コストを大きくしないために、龍一は本店を広島市に置く有力地方銀行たる芸備銀行の頭取を務めつつ、尾道の居宅で自家経営を管理していたのである。

いずれにしても、明治前期に海鶴が若くして銀行取締役役に就任したことにより複式簿記等を熟知することとなり、またおそらく彼の性格もあり、橋本家の資産管理・経営帳簿管理は厳正かつ

64 ただし尾道市街地の所有家屋は計上されていないようである。というのは、1920年代の『金銀受払帳』をみると、土地売却の際に、売却代と「原価」との差額を売却益として算出しているのに対して、家屋売却は売却代をそのまま不動産売買益にしているからである。なお、表12、表13の「借方」にある「家賃地床」は尾道市内のそれであり、市外の貸家賃や塩田加地子などは「小作料」に含まれている。

65 『金銀受払帳』(大正九年)の「資本金」欄に、「本年ヨリ組織改正壹百万円」とある。

慎重なものとなった。そして次の当主龍一も、先代海鶴以上に几帳面な性格だったと思われ、彼らが地方有力銀行の役員・頭取をきわめて長期にわたって務め続けられた秘密の一端がここにあるように思われる。

(3) 1899年「内政改革」～1910年代

1899年「内政改革」を契機に帳簿作成の様式が大きく変化し、またそれ以降の帳簿が多く保存されており、さらに1919年までと1920年以降ではこれまた帳簿の作成様式が変化することから、1899～1919年とそれ以降とに分けて、資産管理・収支構造を分析する。

まず同家事務部たる「納戸」の資産負債を、『金銀受払帳』の形式が一定となる1901年以降1919年までについて、同帳簿にもとづいて作成した表14によってみよう⁶⁶。資産には有価証券はあるが、やはり不動産は計上されていない。しかし「家賃地料」「小作料」は記帳されており、「納戸」が「本業部」所属不動産による収支を管轄していることは明らかである。資産としては、前述のように1917年の天保新開売却代収入を有価証券投資と銀行預金とした。1918年の「預ヶ金」30万円は、第六十六銀行・住友銀行尾道支店への定期預金、第六十六銀行特別当座預金、各10万円であった。同表によれば、1919～20年には、この預金を減らして有価証券投資に振り向けていることがわかる。貸付金は甲乙丙3種に分類して帳簿を作成しており、甲種は、西橋本

表14 橋本家「納戸」の資産と負債（1901～20年） (千円)

各年 3月末	資 産						負 債			
	貸付金	預ヶ金	六十六銀行 行当座	有価証券	穀物	現在金	借入金	預り金	別方	隠居部
01	63	—	3	41	2	—	—	16	12	5
02	62	—	△2	45	2	0	31	17	13	7
03	66	—	7	37	1	0	31	18	14	8
04	38	—	2	37	2	1	24	17	17	7
05	39	—	6	43	3	0	24	17	18	7
06	39	—	16	42	4	0	19	18	21	8
07	37	—	1	46	0	—	—	18	25	9
08	40	—	5	49	2	—	—	19	28	9
09	44	—	6	55	5	—	—	18	30	11
10	44	—	6	53	4	—	4	20	29	10
11	46	—	6	55	0	—	—	19	31	11
12	45	—	6	59	2	—	—	20	35	12
13	46	—	10	63	2	—	—	20	41	13
14	48	—	1	69	5	—	—	21	46	14
15	51	—	12	70	2	—	—	20	45	15
16	50	—	16	73	1	—	—	21	45	16
17	56	—	28	70	4	—	—	22	47	17
18	60	300	70	201	0	1	—	22	52	18
19	63	233	6	356	9	2	—	24	67	20
20	48	210	28	404	5	2	—	21	88	25

(出所)『金銀受払帳』各年。
注：「預り金」には敷金を含む。

66 表14は「本業部」ではなく、「納戸」の資産負債であるのは、「本業部」以外の「別方」などの勘定を含めているからである。

表15 橋本家「納戸」収支 (1899~1919年度)

年度	収 入							支 出	
	有価証券 利子配当	貸金利子	家賃地床	小作料	塩田加地子	雑収入	計	貸家普請	公課諸入費
1899	3,061	3,167	10,659	2,261	3,101	140	23,495	547	1,087
1900	2,860	3,354	13,110	2,424	3,387	252	25,386	3,305	4,258
01	3,685	613	16,043		6,053	335	26,728	4,134	4,145
02		3,850	15,996	2,523	4,736	1,231	28,336	5,010	4,788
03		3,540	16,109		8,066	681	28,395	4,118	5,467
04	2,724	596	16,204		7,339	973	27,835	1,608	6,643
05		3,248	16,760		7,385	327	27,719	1,494	9,121
06	3,680	1,141	16,517		8,103	1,165	30,606	2,759	8,750
07	4,671	261	16,548		8,636	343	30,458	2,142	9,427
08	3,895	128	17,030		9,219	1,652	31,924	3,030	11,832
09	4,210	398	16,866	3,221		181	30,699	2,508	10,571
10	4,127	655	17,274		10,105	127	32,288	1,789	11,612
11	5,420	651	18,834	5,081	5,802	467	36,255	3,633	11,530
12	5,563	495	20,827	5,899	5,826	860	39,471	2,769	13,049
13	5,194	559	22,325		11,781	686	40,545	3,478	13,669
14	5,971	1,476	23,158		9,498	81	40,185	2,827	11,588
15	6,213	2,613	23,805		7,093	301	40,025	4,162	21,020
16	5,630	1,711	23,806		9,938	6,395	47,480	4,528	10,847
17	7,042	2,950	26,689		9,709	1,283	47,673	5,314	12,480
18		32,041	28,990		8,588	1,312	70,930	8,753	13,566
19		41,921	32,110		10,310	2,151	86,491	10,829	15,486

(出所)『金銀受払帳』各年など。

注：1) 1899年の収入計には、「雑益金」1,107円を含み、「不動産取引」の「買入」は株券取引を含む。

2) 1916年の「雑収入」は尾道電灯株売却益。1906年の「雑払金」は福山紡績解散によるところが大きい。

3) 「預り金利息」には隠居部への利息も含む。

4) 「収支差引」は筆者算出。

(陽三郎)や東橋本(太吉)、中橋本(東店、吉次郎)という一族や、豊田維徳・天野又兵衛・塩業組合本部・質屋営業組合・近衛篤麿公爵など、事業上の関係者や使用人、海鶴の貴族院議員活動関係者などへの貸付、乙種は小作人や店子に対する貸付、丙種は焦げ付いて回収困難となった貸金と思われる⁶⁷。上記一族への貸付は、それほど多額ではなかった。この頃にはもはや一族の商家経営においては、各家とも深刻な危機はなかった。

他方、負債では、「預り金」の他に「別方」「隠居部」からの預り金があった。この2つの特別会計を検討する前に、「納戸」の収支をみると(表15)、まず収入では、一貫して「家賃地床」

67 近衛篤麿へは、1901年6月に「全氏発起発行新聞出資壱千円ノ半額」500円が記録されており、詳細は不明であるが、政治活動の一環としての支出であった。篤麿は海鶴より1歳下とほぼ同年代であり、『海鶴堂日記』によると、この頃海鶴が貴族院議員活動のため上京するとしばしば篤麿と面会しているし、篤麿の1900年尾道来訪の際にも送迎していた(前掲、西向「明治期尾道豪商の人脈形成と企業家・名望家活動」549頁)。前掲『尾道案内』(1915年刊)所収「橋本吉兵衛君」の項にも、「殊に近衛篤麿公の敬愛を受け、君を来訪して別荘に信宿せる等、親善の交りを為せりと云ふ」とある(63頁)。『貸附金元帳 乙種』(明治三十三年)には「赤貧」「貧困」の者への貸付もあり、乙種は地主家主経営を基盤とした貸金と思われる。丙種の簿冊は見当たらないが、上記の近衛篤麿への貸金など、甲種のうち当分回収見込みなきものを丙種に移しているから(『貸附金元帳 甲種別方本業』明治三十三年)、丙種は不良債権となった貸金であろう。

(円)

支 出					収支差引	不動産取引		
預り金利息	借入利息	小払方	雑払金	計		買入	売却	差引
2,017	4,684	9,728	21	20,493	3,002	(2,432)	△2,417	
1,782	3,999		11,284	24,628	757	118	△1,344	△1,226
	4,874	9,664	83	22,900	3,828	6,654	△6,373	281
	4,429	8,182	2,853	25,262	3,074	241	△3,577	△3,336
	4,207	9,026	2,519	25,337	3,058	316	△846	△529
	3,313	9,191	220	20,975	6,859	680	△748	△68
	3,849	9,566	228	24,257	3,462	1,339	△8,745	△7,406
963	1,340	12,530	6,705	33,048	△2,442	941	△2,567	△1,626
	1,259	8,564	150	21,542	8,916	425	△595	△170
944	220	9,188	501	25,715	6,208	160	—	160
999	1,007	9,431	3,236	27,753	2,945	14,312	△394	13,917
1,125	686	10,843	222	26,279	6,009	1,479	△387	1,092
339	981	11,320	227	28,031	8,224	539	△2,192	△1,654
	1,012	19,506	277	36,612	2,858	154	△79	75
	1,108	13,928	240	32,422	8,122	1,621	△550	1,071
	1,087	13,738	2,204	31,444	8,741	—	△2,709	△2,709
	1,112	11,834	274	38,402	1,622	75	—	75
	1,219	14,502	156	31,251	16,229	—	△1,486	△1,486
	1,267	13,535	209	32,805	14,868	30,718	△482,341	△451,624
	1,376	30,332	16,494	70,521	409	560	△4,753	△4,193
	2,314	23,299	33,327	85,255	1,236	—	△2,518	△2,518

が最大であり、これは尾道市街地の家賃であった。近代の橋本家は宅地地主の性格が強いことがあらためてわかる。次いで「小作料」と「塩田加地子」を合わせた額が多いが、1910年代初頭まで小作料より「塩田加地子」の方が多⁶⁸。「貸金利子」は、1900年に質業の廃業届を出してから急減しているが、その後も貸金業は継続した⁶⁹。「有価証券利子配当」の1918年度からの急増は1917年度からの有価証券投資急増によるものであり、以後、1920年代以降も家賃収入と並

68 前掲、西向「近世近代における尾道豪商の経営活動と文書」102頁によると、天保新開塩田直営は1899年「内政改革」により廃止されることになったとされるが、たとえば、『金銀受払帳』（明治卅一年）には、「天保浜十四番出納」として、入2951円、出3890円、差引△939円、その内訳は、塩田未収入141円や翌年度仕込732円、「春ノ出金」65円が記されており、部分的に直営があったらしい。ただしこの例では採算がとれていないようであり、かつ宅地・工業用地としての価値が高まったため、1917年の天保新開全面売却に繋がったのであろう。

69 1900年に、橋本吉兵衛「廃業届 質屋」（12月27日付）とともに天野又兵衛「廃業届 金銭貸附業」（3月31日付）も提出しているが、これは使用人天野がこの年引退したので、又兵衛名義の貸金業を廃止するためであり、橋本家の貸金業はその後も継続しており、1922年になって吉兵衛名での「貸金営業」廃業届を出している（6月20日付、いずれも『戸籍営業二関スル願届』明治三十年、所収）。もっとも後掲表20のように、それで「貸付金」がなくなったわけではなく、貸地・貸家に付随する貸金などがその後も存続した。しかしそれは同家当主が経営に関わる銀行の貸付と競合するものではなかったことはいまでもない。

表 16 橋本家「別方」勘定

(円)

年度	土地	小作料			公課入費					純 益			家屋	納戸 預金	家賃 (尾道)	勘定
		山波	高須	計	山波		高須		計	山波	高須	計				
					公課	土木 營繕	公課	土木 營繕								
1900	...	89	1,974	2,185	13	7	296	500	892	(69)	(1,178)	(1,293)	...	12,973	256	...
01	2,849	1,166	(1,710)	—	13,094	—	...
02	...	192	3,046	3,239	44	—	1,308	—	1,352	(148)	(1,738)	(1,886)	—	14,568	—	...
03	3,641	1,329	(2,312)	—	17,219	—	...
04	3,489	2,005	(1,524)	—	18,619	—	...
05	4,325	1,758	(2,567)	—	21,664	—	...
06	...	226	4,657	4,882	90	—	1,344	—	1,433	(136)	(3,313)	(3,449)	—	25,112	—	...
07	...	256	5,504	5,760	128	—	2,000	—	2,128	(128)	(3,504)	3,632	...	28,745	—	...
08	4,931	73	—	2,884	—	2,957	(1,973)	...	30,649	—	...
09	21,865	3,658	3,333	(325)	...	(29,541)	...	51,406
10	22,207	249	4,634	4,883	73	—	2,150	—	2,223	176	2,483	2,659	—	31,859	—	54,066
11	21,965	328	6,249	6,568	75	—	2,378	—	2,453	253	3,871	4,124	376	35,848	9	58,190
12	22,094	429	7,675	8,105	65	—	2,161	—	2,226	(363)	(5,531)	5,895	〃	41,484	17	63,955
13	21,876	340	6,068	6,408	75	—	1,859	—	1,934	4,484	〃	46,187	10	68,439
14	21,906	218	1,779	1,998	73	—	2,275	—	2,399	(94)	(△496)	△401	〃	45,754	—	68,038
15	21,770	167	1,396	1,564	370	—	1,929	—	2,299	(△202)	(△533)	△735	〃	45,156	—	67,302
16	21,640	147	3,315	3,463	100	—	1,267	—	1,368	(46)	(2,048)	2,094	〃	47,380	—	69,397
17	〃	427	7,756	8,184	73	—	3,334	—	3,407	(354)	(4,422)	4,776	〃	52,156	—	74,174
18	〃	726	15,677	16,404	86	—	1,363	—	1,450	(640)	(14,313)	14,954	〃	67,110	—	89,128
19	〃	942	22,886	23,829	124	—	2,218	—	2,342	(818)	(20,668)	21,486	〃	88,597	—	110,614
20	21,565	576	10,859	11,435	151	—	2,793	—	2,944	(425)	(8,065)	8,491	〃	97,163	—	119,105
21	21,471	640	14,818	15,459	76	372	1,595	3,016	5,061	(191)	(10,206)	10,397	〃	107,656	奥渡	129,503
22	6,990	512	8,114	8,626	104	29	1,802	4,079	6,015	(378)	(2,232)	2,610	〃	114,063	10,684	132,114
23	—	—	1,480	1,610	3,090	—	1,059
24	—	—	1,181	2,250	3,431	—	13,214
25	—	—	2,509	1,913	4,422	—	36,545
26	—	—	3,992	1,437	5,429	—	51,483

(出所) 「別方勘定帖」[明治44年]。ただし1909年までのすべておよび1923年以降の「納戸預金」は、『金銀受払帳』による。

注：1) 「土地」(買入代金累計と推定)などのストックは年度末、「納戸預金」が、『金銀受払帳』の「別方」[別方預り金]。

2) 「純益」は、「小作料」-「公租公課」。ただし純益に、若干の貸金利息収入を含む場合がある。

3) 「納戸預金」の増減は、純益のほか土地売却代・買入代が反映される。

4) 「家賃」は、取立所と米庫を貸しているための収入。1914年以降の家賃は小作料に組み込むので、なし。

5) 「勘定」は、前年度繰越+小作益(「純益」)。

6) () は筆者算出。

ぶ同家の収入の2本柱となった。家賃収入や有価証券利子配当が増加するのに対して、耕地・塩田小作料は1900年代以降、伸びが弱く、実際表15の右欄「不動産取引」をみても、概して買入より売却の方が多く、耕地・塩田の縮小を物語っている。ただし同家の小作料収入は表15の額のみではなく、「別方」会計にもかなりあった⁷⁰。

そこで、次に「別方」について検討しよう。まず「別方」は、前記のように1901年に高須村・山波村の耕地のみとなった。『金銀受払帳』(明治三十四年)の「別方」には、4月1日付で、次のようにある。「別方」資産であった、美ノ郷村白江・木ノ庄村木門田・今津村・松永町・世羅郡神田村徳良の田畑宅地山林、尾道宅地、計3,450円を「本業部」へ売却し、「本業部」[御隠居部]の山波村・高須村の田畑宅地山林、計5,115円を「別方」資産として「買得」した。「別方」土地を山波・高須両村のみに集約したのである。もともとは「別方」資産として、尾道宅地・木ノ庄村・美ノ郷村・今津村・世羅郡神田村などもあったし、「本業部」と「御隠居部」

70 なお、支出の「小払方」は、同家の生活費支出のほか、寺社等への寄付、その他の臨時支出である(「小払方仕訳帳」各年)。

表 17-1 橋本家「本業部」小作料収入内訳 (1900 年度)

所在地	金額 (円)
御調郡貢村 (のち糸崎町)	854
〃 三原町宮沖	233
〃 木ノ庄村木門田	214
〃 美ノ郷村白江	31
〃 吉和村	39
〃 重井村 (因島)	11
〃 向島西村	5
賀茂郡広村	156
世羅郡神田村徳良	125
沼隈郡高須村	542
〃 山波村	67
〃 松永町	83
〃 今津村	41
尾道市	5
旧未納	13
計	2,423

(出所)『明治三十三年度収入支出金下調査』(明治三十四年四月調査)。

表 17-2 橋本家「本業部」塩田加地子内訳 (1900 年度)

塩田名 (所在地)	金額 (円)
天保浜 (貢村)	1,784
吉和浜 (吉和村)	224
富浜 (向島西村)	580
肥浜 (向島東村)	797
計	3,386

(出所) 表 17-1 と同じ。

にも高須・山波両村の土地があったのである。しかしそれでも、1901 年以前から、「別方」の高須村所有地は、村別でみた橋本家所有耕地の中で最大の規模であった。表 16 は「別方」の収支を判明する限り 1900 年度から示したものであるが、同年度の高須村小作料は 1,974 円であった。これに対して同年度の「本業部」小作料・塩田加地子の内訳を示した表 17-1、表 17-2 によると、最大は三原天保浜塩田加地子 1,784 円、次いでやはり天保新開^{みつぎ}の貢村小作料 854 円となっており、「別方」所属の高須村から最大の耕地小作料を得ていた。そして、天保新開の塩田と耕地を加えるとその地料は 2,600 円程度となり、「別方」「本業部」「隠居部」の高須村地所を加えるとその地料もほぼ同程度となり、橋本家にとって、耕地塩田部門の中で、天保新開と高須村の両地所が最大の収入源となっていた。ちなみに面積でみると、高須村は 1922 年でも 43 町あり(表 10-1)、天保新開は 1917 年の売却時に 26 町余だったから、前者の方がかなり広がった。

さて表 16 によって「別方」収支の推移をみよう。まず 1900 年と 01 年の小作料・公課入費、ないし 1900 年と 02 年の山波・高須両村の小作料等を比較すると、1901 年度初頭の両村地所の所属会計集約により、やや不連続に増加していることがわかる。その後、1900 年代の収入は漸増しつつ 2~4 千円程度であったが、1910 年代になると変動が大きくなり、1914・15 年には急減したかと思うと、1917~19 年には急増している。前者の急減理由は、旱害があり、数年間荒地になったためである⁷¹。後者の急増要因は、『金銀受払帳』をみると、小作料が金納より現物納

71 『所得税届書綴込』(自明治廿六年)所収の「高須書類所得ニ関スル書類」「福山税務署へ駆合」には、「大正三年ハ高須村糸崎村ハ旱害ノ為メ三分ノ一収入」とあり、「所得調査会内容取調」(大正五年八月)にも高須村「荒地年季中復旧ノモノ大正四年三年小作皆無普通所得三分ノ一」、山波村「山波ハ昨年壹町五反分程荒地トナリ本年収入皆無」などとある。

(米麦納)の方がはるかに多くなっており、米麦の価格変動がこうした円換算による小作料収入に大きく影響しているようである。こうしてそこから「公課入費」を差し引いた「純益」も必然的に変動が大きくなった⁷²。いずれにせよ、『金銀受払帳』や『別方勘定帖』によると、「別方」では1901年度以降、1922・23年に大規模な売却を行うまでの間、小規模な買入・売却は毎年のように行いつつも、表16の最左欄「土地」にみられるように、大して所有面積は変動しなかった。

「隠居部」については、「内政改革」以前である1890年代の貸借対照表・損益計算書がある(表18-1、表18-2)。すなわち、単式簿記である1890年代の『金銀受払帳』とは簿記の方法が異なっている。また「納戸」で作成される諸帳簿と比較して、表18の史料である『隠居部出納簿』

表 18-1 橋本家「隠居部」貸借対照表 (円)

翌年 3月末	資 産							負 債		計
	土地	宅地建家	株券	貸付金	預ヶ金	(納戸預ヶ金)	現金高	預り金	資本金	
1890	1,327	795	2,184	983	5,708	(5,650)	—	2,360	8,639	10,999
91	794	710	2,279	791	6,493	(6,435)	—	2,160	8,909	11,069
92	662	〃	5,209	752	3,825	(3,767)	106	〃	9,107	11,267
93	501	〃	〃	731	4,131	(3,967)	7	〃	9,130	11,290
94	401	〃	〃	588	4,610	(4,209)	11	〃	9,371	11,531
95	〃	687	5,709	603	4,527	(4,026)	17	2,020	9,926	11,946
96	289	〃	5,088	384	5,762	(5,600)	83	〃	10,274	12,294
97	〃	237	6,943	379	4,155	(3,994)	90	〃	10,075	12,095
98	288	137	7,293	365	4,499	(4,337)	90	〃	10,654	12,674
99	254	128	〃	355	4,874	(4,713)	326	〃	11,212	13,232

(出所)『隠居部出納簿』(自明治二十三年).
注:「納戸預ヶ金」は「預ヶ金」の内数.

表 18-2 橋本家「隠居部」損益 (円)

年度	益 金									損 金							差引 純益	
	土地売 却益	宅地売 却益	家賃	小作 料	株配 当金	貯蓄・ 貸金 利息	納戸 預ヶ金 利息	雑収 入	計	公課 入費	預り金 利払	御渡金	雑給	御上 京費	寄付	その他		計
1890	143	—	82	136	135	291	250	130	1,173	—	204	153	50	500	—	3	910	263
91	391	3	53	67	100	140	250	14	1,021	—	211	291	〃	200	—	—	752	269
92	79	—	148	51	306	26	250	6	869	—	232	389	〃	—	—	—	671	197
93	—	—	161	—	259	14	250	—	684	—	211	400	〃	—	—	—	661	23
94	58	—	169	—	497	11	250	—	986	—	〃	244	〃	—	265	—	770	215
95	—	—	172	13	381	21	251	—	840	—	386	270	〃	—	30	50	786	54
96	—	—	187	40	444	217	225	—	1,114	—	199	290	〃	—	50	176	765	348
97	—	—	184	95	316	7	225	65	893	39	〃	200	〃	600	—	3	1,092	△198
98	—	—	160	95	520	—	225	75	1,076	48	〃	〃	〃	—	—	—	497	578
99	—	—	183	87	680	—	225	—	1,177	39	〃	330	〃	—	—	—	618	558

(出所)表18-1と同じ.

72 なお「別方」所管の、米庫・長屋など若干の建物もあり、収入にはそれらによる若干の家賃や貸金利息もあった。

はきわめて整った記帳が特徴的である。これらは、「隠居部」も「別方」と同様に、「納戸」の使用人以外の、当主海鶴や隠居の静娯にもっと近い者が経理を担当していたことを窺わせる。

表 18 によると、「損金」に時折「御上京費」が計上されるなど、静娯の臨時支出を賄っており、また「雑給」が恒常的に支出されていたのは、おそらく静娯の隠居先である別邸「爽籟軒^{そうらいけん}」において、この経理やその他の家事・雑事を担当していた使用人に対する給与と思われる。

資産は 1890 年代初頭から不動産・株式・貸付金などがあったが、不動産は、「土地流質元」「宅地流質元」と記されており、貸金の質流れによる取得であった。90 年代を通じて、質流れ不動産は処分して、扱いやすい株式に変換させていった。「負債」の「資本金」は差引純資産であり、1 万円前後あった。

そして 1901 年度初頭に、「隠居部」も所属土地を「別方」へ移しただけでなく、「本業部」へも移動させた。『金銀受払帳』（明治三十四年）の「御隠居部」には、4 月 1 日付で、木門田耕地 2 反 2 畝・262 円と尾道市宅地 8 畝余「建家トモ」1,622 円を「本業へ売却代」として計上し、山波村畑宅地 3 反 2 畝・122 円と高須村田畑宅地 6 反 6 畝・373 円を「別方へ売却」とあり（売却代総計 2,279 円）、「別方」を含めて木門田と尾道市宅地を「本業部」に移管した。

結局、1900 年度までは木ノ庄村木門田の土地は「別方」とともに「隠居部」にもあったし、尾道市宅地は「本業部」「隠居部」「別方」の 3 会計に分散していた。それを 1901 年度初頭に、尾道市宅地や、山波・高須以外の郡部土地は「本業部」に集約したのである。そして「隠居部」の資産は、有価証券と納戸への預け金、および若干の他への貸金のみになった。この頃の「隠居部」収支をみると（表 18-3）、収入は 1901 年を境に小作料収入がなくなり、株配当金と利息のみになっている。

ところで、前述のように、1899 年「内政改革」によって塩田直営も廃止して全面小作化が決定されたが、それはたんに塩田経営の利回り悪化というだけではなく、海鶴の役員としての銀行業務が繁忙となったことも無関係とは思われない。さらに彼は 1897 年に貴族院多額納税者議員となり、『海鶴堂日記』によると、毎年上京して 1~2 ヶ月程度は東京に滞在していたから、家業も銀行役員業務も困難になってきたはずである。前述のように 1880~90 年代の『海鶴堂日記』には、県庁訪問だけでなく塩業関係の会合のために広島や竹原などにしばしば赴き、また塩田視

表 18-3 橋本家「隠居部」収支 (円)

年度	期初	収 入									支 出				期末
		土地売却代	家屋宅地売却代	尾道家賃	小作料	株売却代	貸付入	株配当金	利息	計	土地公課入費	奥渡金	寄付	計	
1900	4,713	83		205	111	—	40	460	—	898	34	…	…	(583)	5,028
01	5,028	657	1,622	—	—	10	3	458	808	3,558	—	485	200	685	7,901
02	7,901	—	—	—	—	—	210	448	509	1,167	—	401	150	551	8,518
05	7,316	—	—	—	—	—	5	557	987	1,549	—	500	—	500	8,365

(出所)『金銀受払帳』各年.

注:「期初」「期末」は納戸預け金. 収入の「貸付入」は貸金返済,「利息」は基本的に納戸預け金の利息.

察にも時間を割いている様子がみられる。1900年前後頃にはそのような余裕はなくなり、このため家業はできるだけ簡素化、地所経営は小作化が求められた可能性がある。ただし海鶴が自ら積極的に政治活動を選好したとも思われない。彼は、1892年には衆議院議員候補者を固辞しているし⁷³、貴族院議員も1期のみで終えている。引き受ければ真摯に務めるが、自ら政治活動に突き進むタイプではなかった。銀行業務のほか、1893年設立の尾道商業会議所初代会頭にも選任されるなど、経済人としての活動が多忙となっていたのである。

(4) 1920年代～30年代

前記のように1920年に「資本金」を復活させるなど、再び簿記の様式が変更された。海鶴の嫡子龍一は、1917年に東京帝大法科大学を卒業し、20年7月には尾道諸品会社監査役に就任しているから、この改革は龍一主導によるものかもしれない。資産には「本宅及別荘」も計上されるようになった。この別荘は、1920年度「貸借対照表」に「別荘新築費」とあるから、この年に新築されたことは明らかであり、尾道久保町に現存する、同家の天保期頃以来の別邸「爽籟軒」の建替と思われる⁷⁴。

表19により、1920年代の「本業部」を含む「納戸」の資産額をみると、「預ヶ金」「所有土地」はいずれも減少傾向を示し、「有価証券」が増加している。耕地所有のみならず尾道市街地も価額としては若干減少し、その傾向は1930年代に入っても継続している。しかし表10の宅地面積の推移をみると、少なくとも1920年代はあまり減少していない。これは、売却面積は少ないが、比較的高い買入価格の優良地所を小口で売却することが多かったためのものである。それでも、宅地（および塩田等）の価格上昇により、大きな不動産売却益を得た（後述）。いずれにせよ、有価証券投資は漸増しているが、なお宅地地主の性格も強く維持している。

「納戸」の負債には、「資本金」とは別途、各種「積立金」を計上している。まず「消却積立金」は不動産価格減価分のために設定したようである。というのは、同表「本宅及別荘」欄は、出所の『金銀受払帳』では、1920年度末「別荘新築費」93千円、22年度末「新築別荘」80千円

73 前掲、西向「明治期尾道豪商の人脈形成と企業家・名望家活動」547頁。

74 この別邸以外に、近代に入って尾道の上層商家や実業家などの富裕層が市街地北側の山斜面に建設した「茶園」と呼ばれる別荘を、同家もこの頃複数所有または借用していた。一つは、明治後期頃以降、久保町に同家の「大茶園」があった。『借地台帳』（明治三十二年）には、天野嘉四郎から借り受けた土地建物について、「元家屋一戸ヲ借受ケ解崩シテ大茶園西門ノ通路トナシタリ」とあり、『金銀受払帳』（大正九年）にも「大茶園」関係の雑益が記録されている。もう一つは、千光寺道にあった。同じ『借地台帳』によると、1897年8月に天寧寺から「千光寺下」の地を借地し、1921年2月には寺岡庄次郎（呉服商）へ地上物件を売却して、土地は天寧寺に返しているが、これも茶園である。『金銀受払帳』（大正九年）に「千光寺道茶園植木庭石売却代」が計上されているのは、この寺岡への売却のことを示している。さらに、前掲『巨人新人』（1928年）の「橋本龍一氏」の項に、「累代住み馴れて来た久保町本通りの本宅〔爽籟軒のこと一引用者〕を、……大英断を以て分割貸家とし、一家は千光寺山の別荘に移住した」とあるから（491頁）、1921年に天寧寺に返地した後、再び千光寺道附近に茶園を借りたのであろう。

表 19 橋本家「納戸」の資産と負債 (1921~37年)

(千円)

各年 3月末	資 産										負 債								当期 損益		
	未払込 資本金	貸付金	預ヶ金	所有 土地 (市部)	所有 土地 (郡部)	六十六 銀行当 座	有価 証券 (公債)	有価 証券 (社債)	有価 証券 (株式)	本宅及 別荘	穀物	現在金	資本金	積立金	保険積 立金	消却積 立金	借入金	預り金		別方	隠居部
1921	—	48	100	432	79	13	476	93	10	3	1,000	—	—	—	—	22	97	112	△63		
22	—	49	101	431	79	10	497	80	11	2	〃	82	3	—	—	24	107	31	△8		
23	—	43	114	415	73	—	582	80	8	2	〃	85	7	1	—	25	114	1	65		
24	—	43	121	363	57	—	480	116	9	2	〃	85	10	10	—	26	1	4	△29		
25	—	44	125	356	52	—	529	116	9	2	〃	88	14	10	30	28	13	4	10		
26	—	56	102	357	52	—	607	116	11	3	〃	88	14	10	43	32	36	4	18		
27	—	55	103	347	51	—	620	116	10	0	〃	88	14	10	30	34	51	4	△3		
28	—	65	51	352	57	—	629	116	8	7	〃	50	14	10	30	49	61	10	…		
29	—	—	52	352	57	—	670	116	8	1	〃	50	14	10	84	154	55	19	△51		
33	450	4	51	2,317	88	△37	31	0	415	—	7	1	3,000	—	—	—	50	118	50	19	…
34	〃	4	52	2,307	77	△41	24	36	506	—	2	1	〃	—	—	—	133	31	68	19	38
35	〃	4	51	2,307	76	△35	—	0	630	—	8	0	〃	—	—	—	110	120	79	19	34
36	〃	4	53	2,301	76	△18	—	〃	608	—	0	0	〃	—	—	—	100	37	89	19	…
37	〃	4	55	2,280	〃	△34	—	—	668	—	6	〃	〃	—	—	—	230	37	109	20	…

(出所)『金銀受払帳』各年。

注：1)「預り金」は敷金を含む。

2) 1921年の「隠居部」は一時的に「別途繰越」81千円が計上されたため増加している。1924年の「別方」が減少したのは、「興渡シ」や有価証券買入のため。

3) 1936・37年の「預ヶ金」は、「定期預金」「備南銀行」「芸備銀行」の計、両年とも、「定期預金」が50千円。

であり、差の13千円は「不動産価格消却」によるもので、当初この13千円を負債の「消却積立金」に計上しようとしているからである。「積立金」「保険積立金」は1921年7月から『金銀受払帳』本体と毎月末「貸借対照表」に現れるが、『金銀受払帳』(大正十年)の勘定に7月23日付で「大正九年度末改メ」とあるだけで、その内実はよくわからない。しかし1923年3月に「積立金」が前年より3千円増加したのは、「消却積立金」の一部を組み替えたためであり、最初の「積立金」82千円も何かの減価分と思われる。「保険積立金」は生命保険・火災保険の支出を「借方」(資産)に計上したが、掛捨てになる可能性が大きいため、「貸方」に減価分を計上しているらしいことが、『金銀受払帳』(大正十二年)の各勘定の記載から推測される⁷⁵。いずれにしても、自家の経営をおそらく法人企業の会計制度を参考にしつつ種々工夫を試みており、このような資産家個人の資産管理のあり方は、非法人かつこの規模のものとしては、珍しいのではないか。しかしさすがにこうした試みは労多くして効少なしと感じたのであろう、「積立金」の類は1933年以降全廃した。もっとも前述のように、1933年までに所有地価額の評価替えに伴い、「資本金」を300万円に増加させたが、「所有土地」と「有価証券」では300万円に届かないので、「未払込資本金」も設定したのであろう。いずれ安定した資産を増やして、「払込」を行う予定だったと思われる。

「別方」も、1920年代に土地所有を縮小させて有価証券を所有するようになった。『金銀受払帳』によると、1922年11月~23年3月に「別方」所属の地所をかなり売却した。表16の最左欄「土地」額は1922年度に大幅に減少している。しかし表10-1をみると、高須・山波両村の減

75 同家はかなり多額の生命保険に加入しており、たとえば1928年度「小払方」支出のうち23千円が生命保険料であった(『金銀受払帳』)。しかも外国生保たるカナダ・マニファクチャラーズ生命保険会社とも多額の契約していた(後掲表20の注参照)。表20の「配当利息」「雑益」には、生命保険配当金が含まれており、保険加入の目的の一つはこの配当金だったようである。

表20 橋本家「納戸」収支 (1920~1934年度)

年度	収 入									
	配当利息	貸金預金 利息	家賃地料	小作料	不動産 売買益	有価証券		穀物 売却益	雑益	計
1920	29,898	12,394	33,958	8,016	249	—	20,056	—	2,387	106,958
21	30,640	7,968	37,506	8,001	1,285	—	17,261	577	4,070	107,309
22	34,376	7,760	36,666	7,992	102,970	—	—	532	854	191,149
23	35,535	8,330	36,594	8,570	56,004	—	1,691	—	4,268	150,993
24	34,936	8,499	35,753	5,624	63,752	—	2,046	—	1,051	151,660
25	39,515	7,379	38,554	5,924	5,140	10,523	165	—	1,189	108,389
26	35,607	1,154	44,693	5,683	8,360	—	125	—	1,354	96,976
28	36,576	4,414	48,824	6,245	—	—	800	—	2,127	98,986
33	30,836	2,095	46,038	4,384	941	15,305	936	169	287	100,991
34	43,957	2,510	50,516	5,634	4,987	22,033	—	73	42,512	172,222

(出所)『金銀受払帳』各年。

注：1) 1927. 29~32年は史料欠。

2) 1921年の雑損は不動産価格償却。1928年の公課は相続税33,722円など。1934年は以下の通り。雑益はカナダマニユ万円など。

3) 「収支差引」は筆者算出。

少面積はそれほど極端ではなく、23年は前年より2町5反減少しただけである。これは、表16「土地」額が購入価格の累計であったのに対して、取得後大幅に時価が上昇し、その売却代金をそのまま差し引いたためである⁷⁶。『金銀受払帳』「別方」の記載によると、この年度の高須・山波両村の反当売却価格は、220~1,000円であった。1923年度には「山波所有地悉皆売却」した⁷⁷。

そして1923年度末(24年3月29日)に「別方」は「本業部」より有価証券10万8千円余を買い入れ、高須・山波の土地のみでなくなった。そして同家の有価証券所有は「本業部」「別方」「隠居部」さらに「奥直轄」と4会計に分散された。海鶴はこの有価証券移管直前の2月4日に、病気につき広島合同貯蓄銀行取締役の辞任届を出している⁷⁸。しかし6月まで芸備銀行頭取の地位にあり、8月死去した。この資産移管は海鶴の指示とすれば、亡くなる前に、龍一への資産継承のために安全策を考えたのかもしれない。「別方」は「本業部」資産とは切り離れた予備的な性格の会計のように思われるからである。

「隠居部」も存続し、この頃の「隠居」とは、海鶴の妻ケイのことであろう。彼女は夫没後1945年まで生きた。また「隠居部」は、明治期以来この時期にも、多額ではないものの東橋本家との資金融通もあり、また『金銀受払帳』(明治三十七年)「隠居部」の項には前述のように「東橋本奥様」との記載もあり、「隠居」というよりも当主夫人関係の予備的な会計になっている

76 表16において、翌23年度以降「土地」額が記録されなくなったのは、そのためかもしれない。すぐ述べるように「本業部」では土地売却に際して売却益を算出しているが、「別方」ではそうしていないのである。この点からも、「別方」の会計処理は、「本業部」を担当する「納戸」の使用人でない者が行っていたように思われる。

77 表16の史料。

78 『戸籍営業ニ関スル願届』(明治三十年)所収。

(円)

支 出											計	収支差引
工事・ 営繕費	公課	利息払	配当 賞与	小払方	穀物 売却損	不動産 売買損	有価証券 売却損 価格償却		雑費	雑損		
104,081	14,870	2,902	2,030	44,723	1,339	—	40	—	602	—	170,587	△63,630
10,704	21,007	3,153	9,600	43,778	—	—	480	12,125	1,034	13,892	115,773	△8,464
29,425	28,047	6,450	12,270	31,556	—	—	—	12,510	5,095	—	125,352	65,797
13,752	25,941	2,134	28,310	64,814	—	802	—	37,525	6,902	—	180,180	△29,187
20,095	27,012	1,417	4,760	41,876	—	12,027	—	33,325	837	—	141,349	10,311
23,408	24,696	3,096	4,640	33,271	—	232	166	190	575	—	90,274	18,116
24,971	28,579	655	4,640	40,490	—	—	—	—	724	—	100,059	△3,083
27,946	66,336	7,701	3,200	43,322	1,510	—	—	—	38	—	150,053	△51,067
5,308	33,317	1,260	880	13,451	94	3,020	316	10	156	4,664	62,476	38,515
5,613	37,754	12,846	900	57,466	11	—	—	—	373	23,254	138,217	34,005

ファクチャラズ生命保険解約返戻金 39,800 円など。小払方には保険金・寄付金を含めた。雑損はカナダマネユ借返却 2

ようである。

最後に、表 20 によって「納戸」の収支をみると、有価証券投資増により「本業部」の「配当利息」が伸び、貸付金縮小・土地売却により「貸金預金利息」「小作料」が減少しているが⁷⁹、尾道市街地貸地貸家の「家賃地料」は、地価・家賃の上昇により増加している。また「別方」と同様に過去に買い入れた不動産（とくに宅地・塩田）の売却によって多額の売却益を得た。支出では、不動産の減少により「工事・営繕費」がとくに 1930 年代に激減した。使用人給料である「配当賞与」がこれも 30 年代に急減したのは、使用人を大幅に減らしたためとみられる。『金銀受払帳』などの記帳を当主龍一自ら行うようになったのも、それと対応しているであろう。そして「差引収支」をみると、有価証券や不動産の価格償却を行ったうえであるが、赤字になっている年も少なくない。しかしそれは、前述のように、支出には家族の日常経費が含まれ、1920 年度は別荘新築費が、28 年度は相続税納付も大きく影響しているように、家計と未分離であったことにもよっている。それらを考慮すると、宅地価格上昇、公社債を中心とした有価証券所有により、安定した資産家として広島県有数の地位を維持したことはまちがいないであろう。

おわりに

以上の分析により、さしあたり判明した点を要約し、若干の展望を述べよう。

天保期に橋本竹下が種々の窮民救済事業を行ったことが地域社会で長く伝承されたように、近代の橋本家は、近世以来の資産と名望を継承し続けた、いわば地方のオールド・マネー、一般的な意味での名望家的資産家の典型であった。同家当主はその資産と名声を守り、次代に継承することを自ら義務とし、他からも期待された。守成の精神が重視されたわけである。

79 ただし 1934 年にも「塩田加地子」は若干あり、まだ塩田を所有していた。

明治初期頃の当主静娯は、自家経営については番頭に依存し、一族各家の再建・再興という務めを果たしたうえで、第六十六国立銀行の設立と運営に道をつけると、文人的生活を好んで早々と隠居した。彼は広島県最初の国立銀行たる第六十六国立銀行の設立に関わり、初代頭取を務めたために、近代的企業家のようにみえるが、尾道では近世後期以降、有力商人たちが同地の商業活動を円滑にすべく金融機関を共同で設立していたのであり、この国立銀行設立もその延長線にあった。静娯ほか有力出資者らは公益的な事業と認識していたはずである。

次代の海鶴も先代と似た文人であったが、静娯よりも自家経営を含めて事業に対して、より直接的・積極的に向き合ったようである。早くからの銀行役員の経験を踏まえて、自家の経営管理に意を払った。また海鶴は先代以上に銀行頭取を長期に務めた。その時期に自家経営は地主化・レントナー化していったために、一見、気概のない保守的な地方資産家にすぎないようにみえるし、またたんなる「手作り地主」から「寄生地主」へというシェーマ通りにすぎないようにみえるが、これも地域の有力銀行経営者ゆえに、銀行経営、預金者ひいては地域社会に影響が出かねない点を考慮した意図的な姿勢であった。近代日本では銀行経営者が他に事業経営を行い、銀行を機関銀行化することが広く行われ、大きな問題が発生した。海鶴は、自家においてはリスクを避けて積極的な事業展開を禁欲し、経営する銀行においても貸出を厳格にし、堅実経営を旨としたのである。このため、1927年金融恐慌時に、芸備銀行も一時激しい取付けにあったものの、まもなく平穏を取り戻した⁸⁰。ここでは、海鶴のそうした姿勢が、銀行・預金者・地域社会を救う一助になったことは明らかであり、自家の名望を維持することにつながった。

海鶴の次代龍一も、慎重さ、緻密さを受け継ぎ、几帳面な性格だったようであり、先代までと異なって自ら自家の主要帳簿を記帳し、法人企業の会計制度を参考にした財務管理を行おうとしていた。

次に、近世期以来の同家の経営においては、番頭の役割が重要であったとされる。この点は、角灰屋のみならず東橋本・西橋本においても、さらに分家を含めた橋本一族が主導した戦後の尾道造酢株式会社においてさえ指摘されている。しかし番頭に依存するほど、エージェンシー・コストが大きくなる。実際、幕末維新期に、西灰屋の質業を支配人に任せて失敗した経験もあった。このようなりスクを軽減させることが、角灰屋経営を「別方」「隠居部」「奥直轄」など複数会計制度にした背景にあったと思われる。そして静娯から海鶴、龍一の代へと移行するにつれ、当主の経営への直接関与ないし経営管理が強くなったことも、エージェンシー・コストの削減という点で、資産を守るためには必然的だったともいえよう。

ところで、とくに海鶴の代における同家は、その投資行動に着目すれば、谷本雅之が、地域のために投資を行うという名望家的地方資産家には当てはまらず、経営する銀行を除けば、寺西重郎が、投資家の中で供給資金量という点で圧倒的であったというレントナー的投資家とみなすべ

80 広島銀行『創業百年史』245, 257～258頁。

きであろう⁸¹。しかし地方有力銀行の経営、預金者、ひいては地域社会への影響に配慮して自己抑制した点をみれば、それは名望家的行動ともいえるし、一般的な意味での名望家的地方資産家といえるのではないか⁸²。そして橋本家当主の、銀行を公益的な事業、地域に対して公共性が求められる存在、「社会の公器」という認識は、近世後期の問屋座会所・諸品会所などから戦後高度成長期の広島銀行に至るまで、一貫していたようである⁸³。そのような意味で同家は名望家的地方資産家であり、長期にわたって地方有力銀行のトップを務め続けた要因の重要な一つであったであろう。むろんそうした銀行の貸出姿勢は、論理的には功罪両面があることになる。機関銀行問題が大きな社会的問題になった時代に堅実な銀行経営を持続できたこととともに、慎重な貸出は経済成長を抑制したかもしれない。ただしこの地域において、実際に有望な投資機会がどの程度あり、慎重な貸出姿勢がどの程度負の面があったかは慎重な検討が必要である。

いずれにせよ、戦前日本において、銀行経営者のなかには、このようなタイプはかなり多かったのではなかろうか。戦前日本の銀行の多くは機関銀行であり、それゆえに昭和金融恐慌などを引き起こしたことが強調されてきた。しかし銀行倒産は社会的事件として注目されたがゆえに記憶に残ったが、大半の銀行は昭和金融恐慌でも破綻しなかったのである。

81 寺西『戦前期日本の金融システム』（岩波書店、2011年）第3-6章。

82 要するに筆者は、谷本のように名望家的地方資産家を限定的に規定して、橋本家のような存在を名望家的地方資産家ではない、ということにいささか抵抗を感じるわけである。

83 戦後高度成長期、橋本龍一頭取時代の広島銀行については、平山勉氏の御教示による。